

平成28年12月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 平成28年12月7日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 小野田由紀子議員 (1) 食品ロス削減の取り組みについて
(2) 防災対策について
2. 小嶋克文議員 (1) 空き家の利活用について
(2) 外国人に対する防災行政について
3. 神谷直子議員 (1) 安心安全が実感できる地域づくりについて
4. 杉浦康憲議員 (1) 住民投票の振りかえりと公共施設のあり方計画の今後の進め方について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	11番	神谷直子
12番	内藤とし子	13番	北川広人
14番	鈴木勝彦	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

10番 杉浦敏和

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市	長 神谷坂敏
教	育	長 都築公人
企	画	部 長 神谷美百合

総合政策グループリーダー	野口恒夫
人事グループリーダー	杉浦崇臣
総務部長	内田徹
行政グループリーダー	山本時雄
行政グループ主幹	杉浦嘉彦
行政グループ主幹兼選挙管理委員会主幹	中川幸紀
財務グループリーダー	岡島正明
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	三井まゆみ
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	山下浩二
福祉部長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
地域福祉グループ主幹	安蒜丈範
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まちづくりグループリーダー兼保健福祉グループリーダー	磯村和志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	岡本竜生
監査委員事務局長	杉浦義人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤元久
主査	内藤修平

議事の経過

○副議長（浅岡保夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○副議長（浅岡保夫） ただいまの出席議員は15名であります。よって、これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○副議長（浅岡保夫） 日程第1 一般質問を行います。

16番、小野田由紀子議員。一つ、食品ロス削減の取り組みについて。一つ、防災対策について。以上、2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 皆さん、おはようございます。

それでは、お許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、食品ロス削減の取り組みについて質問をさせていただきます。

国連食糧農業機関（FAO）が昨年5月に公表した調査によりますと、世界では約9人に1人、約72億人中7億9,500万人が栄養不足に陥っており、発展途上国では、栄養不良によって5歳になる前に命を落とす子供が年間500万人もいます。発展途上国などで、食料不足、飢餓が深刻な問題となる一方、世界では、食料生産量の3分の1に当たる約13億トンの食料が毎年廃棄されています。経済的損失は約90兆円、廃棄処理で排出される二酸化炭素（CO₂）は、33億トンに上がります。

このような中、本年4月に新潟市で開かれましたG7農相会合では、食品ロス削減についての各国の協力強化が共同宣言の新潟宣言に盛り込まれ、国際的にも重要な課題になっています。既に、フランスでは大手スーパーに対して、売れ残り食品の廃棄を禁止する法律が整備されており、捨てるかわりにフードバンクに寄附したり、人が食べられないものは家畜のえさや堆肥にしたりするという取り組みが国を挙げて進められているとのこと。

日本でも年間約1,700万トンの食品廃棄物が出ています。このうち、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されているのが食品ロスです。腐ってしまい、やむを得ず廃棄された食料と異なり、極めてもったいないと言えます。日本では年間に632万トンが発生し、食品廃棄物の4割近くが無駄に捨てられている計算です。半分は事業者の流通、販売の中で起き、もう半分は家庭での食べ残しなどで起きます。年間632万トンの食品ロスは、国連が貧しい国に送る食べ物の合計約320万トンの2倍になります。国内においても、まだ食べられる食料が廃棄されてしまう食品ロスの解消が大きな課題となっています。

このような中、国も農林水産省を初め、6府省庁が連携し、食品業界とともに組織横断的に食品ロス削減に取り組んでいます。本年の7月20日に発表された消費者基本計画工程表の改定では、未利用食品を活用したフードバンク活動に必要な支援を実施することや、飲食店などで削減に向けた取り組みを推進すること、加工食品などを製造、流通、販売の各過程で過剰生産しないよう促す仕組みづくりや、家庭での削減に向けた取り組みの普及、啓発などが追加されました。地方も国と連携し、食品ロスゼロを目指して積極的に取り組んでいただきたいと願うものでございます。

そこで、本日は、食品ロス削減に向けた取り組みにつきまして、何点か質問をさせていただきます。

消費生活アドバイザーの井出留美さんは、食品ロスを減らすには、消費者一人一人が当事者として意識を改革する必要がある、もったいないという気持ちを持ち、意識して行動することとされておりまして。

地方自治体として初めて食品ロス削減目標を示した京都市は、2020年までに食品ロスの発生をピーク時から半減させるとし、家庭で食材を無駄にしないための啓発活動などを展開しています。ユニークなのは、家庭で出た食品ロスは、4人家族で年間6万5,000円の負担になるという市独自の試算を示している点です。損をしたくない気持ちが市民に芽生えて、削減に挑戦する人がふえているとのことでした。

どれほど多くの食料が毎年廃棄されているか、世界や日本の現状を伝え、食品ロスの削減がなぜ必要なのか理解をしていただき、もったいないという気持ちで行動を起こしていただけるように、そして生ごみの減量化につながりますように、食品ロス削減につきまして事業所や家庭への普及、啓発をしていただきたいと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会とは、「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、3Rを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として設立されました自治体間のネットワークです。現在、44都道府県、201の市町村が加入をしています。

本年の10月10日に、福井県で設立総会が開催されました。環境省、農林水産省、消費者庁の職

員もパネラーとして出席をされ、食品ロス削減に向けてのネットワークの意義と展開についてディスカッションされました。全国のネットワーク力で、今後、国民運動として、もったいないをキーワードに食品ロス削減に向けての取り組みが大きく前進するものと期待を寄せるものでございます。

そこで、本市におかれましても、ぜひ加入をして、ネットワーク力を活用しながら食品ロス削減の取り組みを進めていただきたいと思いますと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、各御家庭や飲食店などで眠っている未利用食品を、生活困窮者や福祉施設など食品を必要としている人や施設に届けるフードバンク事業があり、全国に広がりを見せています。11月2日に長野県松本市へ視察に行かせていただきました。松本市では、NPO法人フードバンク信州を立ち上げ、広く住民に呼びかけて食料を持ち寄る活動、フードドライブを実施しています。場所や広報などは市が支援をしています。食品ロスと貧困問題を社会的な課題と捉え、フードバンク活動を地域の仕組みとして定着させていくとのことでした。定期的にフードバンク活動推進セミナーを開催しています。

本市におかれましては、子供の貧困対策として学習支援が着実に推進され、中でもボランティアの方たちによる食事の提供はとても好評です。使われているお米や食材も、地域の皆様の御厚意によって寄附してくださっています。まるでフードバンクのようです。まだ食べられるのにさまざまな理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている施設や人に届ける活動を、本市におかれましてもぜひ取り組んでいただきたいと思いますと考えます。

そこで、未利用食品を地域で寄附できる環境の整備につきまして、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、環境省は4月28日に、学校給食で発生した食べ残しや調理くずなどの食品廃棄物について、全国の市区町村に対して行った調査の結果を発表しました。欠席した児童・生徒分を除いて計算した給食の提供量に対する残食率は6.9%でした。調査は、全1,742市区町村の教育委員会にアンケートを実施し、1,389市区町村から回答があったとのことでした。調査では食べ残しの削減対策も聞き、7割の自治体が「調理法の改善やメニューの工夫を行っている」と回答し、6割の自治体で食品廃棄物を飼料や肥料として学校農園などで再利用しているとのことでした。

そこで、本市の残食率や食べ残しの削減対策についてお尋ねをいたします。

松本市では、市内全ての公立保育園・幼稚園46園の年長児を対象に、出前授業形式で環境教育を2012年度から、食べ物を含む学校や家庭ごみの減量を目的に実施してきました。園児だけでなく、子供から話を聞いた保護者にも意識の変化が見られ、環境教育の効果は予想以上に大きいと、昨年度、食品ロスを意識した食育、環境教育の実施を目指す環境省の学校給食モデル事業に応募し、小学校で環境教育を行い、効果を検証しました。このうち、日本の食料自給率や世界の食料不足の実情を教えた学校では、食べ残し量が最大で34%減少しました。食べ物に感謝の気持ちが

湧いたとか、食べ残さないよう家族で話し合っているなど意識の変化が見られ、この結果を受け、今年度から最も効果が高かった3年生を対象に、市内全小学校で環境教育を行っているとのこと。お子さんの環境教育を通して、家庭の意識改革にもつながりますし、もったいないという言葉は環境活動の3Rをたった一言であらわせるだけでなく、かけがえのない地球資源に対する尊敬の念が込められています。学校教育現場でもったいないの文化を育む効果は大きいと思います。

本市におかれましても、ぜひ、食品ロスについて、学校、教育現場で食育、環境学習を実施していただきたいと考えますが、現在の取り組み状況やさらなる取り組みにつきまして、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、2問目、防災対策について質問をいたします。

この夏、台風10号を初め、記録的な豪雨が相次ぎ、北海道、東北、九州など、甚大な被害に見舞われました。丹念につくり上げた大切な畑が一瞬で無残な姿に成り果て、農家の方々の悔しさははかり知れないほどです。いまだスーパー等で並ぶ野菜の価格に、家計にも影響をしています。日本全国異常気象が頻発し、自然災害は局地化、集中化、激甚化しています。

東日本大震災から5年8カ月。あの日から5年以上過ぎてなお、全国都道府県に14万4,000人もの避難者がおみえになり、うち約4万6,000人がプレハブ型仮設住宅で暮らし、8万8,000人が原発事故に伴い、異郷での生活を余儀なくされていると復興庁の調査が公表されました。

本年の4月14日には熊本地震が発生し、連続大地震とその後の群発地震が特徴で、震度7の大地震が連続して起こりました。今まで地震を余り経験していない地域が襲われ、住民の受けた恐怖感や不安感などの精神的なダメージは大変深刻で、特に震度7の大地震が夜間に連続して起こったことがトラウマとなり、恐怖感で自宅に帰れなくなり、多くの被災者が車で寝泊まりする車中泊を余儀なくされました。2,000台以上の車が駐車するなど、これほどの車中泊の被害を出す大地震は過去に例がないと言われ、熊本地震も想定外の地震であったと言われております。

このような中、10月21日午後2時7分ごろ、鳥取県中部を震源地とする震度6弱の地震が発生し、またかと心配しましたが、大きな被害には至りませんでした。東日本大震災や熊本地震を教訓に、あすは我が身と思って想定できることは全て想定し、南海トラフ巨大地震への備えを、着実にスピード感を持って取り組んでいかなければならないと思います。

熊本地震では、一般避難所での生活が困難な高齢者や障がい者への支援が課題になりました。熊本市が事前の計画で指定していた福祉避難所は176施設あり、1,700人の災害弱者の受け入れを想定していました。しかし、打ち続く地震で利用できなくなる施設が相次ぎ、実際は69施設で350人ほどの利用者にとどまってしまったと、今後の課題が大きく浮き彫りになったとのことでした。大災害に備え、1人で避難することが難しい高齢者や障がい者が置き去りになることのないよう、要支援者の避難支援はとても重要です。

そこで、本日は、避難行動要支援者支援につきまして質問をさせていただきます。今回で3回目の質問になります。

本市におかれましては、災害時に要支援者の迅速、安全な避難を目指して、避難行動要援護者支援システムを導入し、要支援者の住民記録や障害者手帳、要介護認定の情報など、福祉部で一元化し、名簿や地図の作成、避難支援プラン個別計画の作成につきましては、高浜小学校区で、モデル事業として町内会の御協力をいただき、取り組んでこられました。

そこで、避難行動要支援者支援につきまして、当初4年間という目標期間を掲げて取り組んでこられましたが、その進捗状況や今後の取り組みにつきましてお尋ねをいたします。

また、先ほど、熊本市の福祉避難所につきましてお話をさせていただきましたが、本市の福祉避難所は11の施設と協定を結び、指定されたと伺いましたが、施設名と受け入れ人数、生活相談員の配置等、福祉避難所の整備状況や、いざ大規模災害が起きたとき、なるべく迅速な受け入れ態勢が必要ですが、施設管理者とはどのように連携して要支援者を受け入れるのか、福祉避難所の運営につきましてはどのように行っていくのかなど、実際に大規模災害が発生したときのことを想定した具体的な流れにつきましてもお尋ねをいたします。また、自閉症や発達障がい者などの受け入れのため拡充が必要と考えますが、いかがでしょうか。

NPO法人愛知県自閉症協会・つぼみの会様から御要望をいただいておりますので、質問をさせていただきます。

東日本大震災、熊本地震でも問題になったことですが、自閉症や発達障がいの人によくある症状の一つに、聴覚や視覚、嗅覚の過敏があります。例えば、赤ちゃんの泣き声や人のせきの音に対する過敏では、耳栓をしていても、近くで聞こえてしまえばパニックを起こし、障がい者本人が大泣きし暴れるということが起きてしまいます。避難所の人混みでは到底生活できないということから、多くのお母さんが在宅避難しかないと覚悟してみえるとのこと。父親が帰宅困難者になったり、母子家庭の場合、目の離せない障がい者本人と、公助の支援から全く孤立をしてしまいます。飲料水すら確保がままなりません。

そこで、2点のことにつきましてお尋ねをいたします。

- 1、避難行動要支援者名簿を作成する際、在宅避難予定者を把握してほしい。
- 2、この情報を活用し、発災後、在宅避難者に対し、安否確認をし、支援物資の供給を行う体制をつくってほしい。

以上、当局の見解をお尋ねいたします。1回目の質問を終わります。

○副議長（浅岡保夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） おはようございます。

それでは、小野田由紀子議員の1問目、食品ロス削減の取り組みについて、（1）食品ロス削減に関する事業所や家庭への普及、啓発について、（2）「全国おいしい食べきり運動ネットワ

ーク協議会」への入会について、（３）未利用食品を地域で寄附できる環境整備について、（４）食品ロス削減について学校教育現場での食育や環境学習について、それぞれお答えさせていただきます。

まず、小野田議員御指摘のとおり、食品ロス削減の取り組みにつきましては、国際的にも重要な課題であり、本年５月に開催されたG7の環境相会合においても、2030年までに世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減することを目指し、各国が協調して取り組むことで一致しております。

それでは、日本の食品ロスの現状について、若干御説明させていただきます。

日本国内における年間の食品廃棄量は、食料消費量の3割に当たる約2,800万トンで、のうち売れ残りや期限を超えた食品、食べ残しなど、本来食べられたはずの、いわゆる食品ロスは年間約632万トンとされています。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量、平成26年度で年間約320万トンを大きく上回る量となっています。また、日本人1人当たり換算すると、お茶わん約1杯分、約136グラムの食べ物が毎日捨てられている計算となります。日本の食料自給率は、平成27年度では39%で、約6割の食品を海外からの輸入に頼っていますが、その一方で食べられる食品を大量に捨てるという現実があります。

食品ロスを減らすために、食べ物をもっと無駄なく大切に消費していくことが求められており、食品ロスは、食品メーカーや卸、小売店、飲食店、家庭など、食べることに関係するさまざまな場面で発生していることから、食品業界においては、食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチームが立ち上がり、農林水産省の支援のもと、食品ロスの発生原因となり得る、賞味期限や販売期限などの商慣習の見直しについての話し合いが行われています。

一方、家庭においても、食品ロスの全体の約半数に当たる年間約302万トンが発生しており、食材別に見ると、最も多いのは野菜、続いて調理加工品、果実類、魚介類となっています。食品を食べずに捨てた理由として最も多いものは、鮮度の低下、腐敗、カビの発生、消費期限・賞味期限が過ぎたなどが挙げられています。家庭での食品ロスを削減できれば、食べ物の廃棄物を減らす、生ごみの減量という環境面や家計面にとってもメリットがあります。

本市におきましても、生ごみの減量化を推進するとともに、ごみ減量に対する意識の向上を目指し、食品ロス削減、ごみの減量化対策の一環として、人の食べないものの堆肥化を推進するため、本年10月1日より生ごみ処理機を購入した場合の補助金を、これまでの上限2万円、補助率3分の1から、上限3万円、補助率2分の1へ増額しており、市民の皆様にも補助制度を活用していただき、さらなる生ごみの減量化、食品ロス削減の推進に御協力をお願いしているところであります。

それでは、御質問の（１）食品ロス削減に関する事業所や家庭への普及、啓発についてお答えいたします。

平成28年2月に開催されました第44回愛知県生活学校大会におきまして、中部ブロックの各生活学校を対象として実施された食品ロス削減に関する意識調査の報告があり、食品ロスという言葉を知っていた割合は71%でした。日ごろから生活や環境問題に取り組んでおられる生活学校の方々のうち約3割の方が食品ロスという言葉を知らなかったということは、一般の家庭や事業所の方々の認知度はもう少し低いのではないかと想像されますので、事業所や家庭への食品ロス削減に関する普及、啓発は、大変重要な課題の一つであると認識をしております。

そこで、食品ロス削減にかかわる事業者や家庭への普及、啓発については、消費者庁において、平成24年度から関係府省と連携をとりながら食品ロス削減に向けた取り組みを行っており、消費者に向けて、消費者庁ウェブサイト上で食品ロスの現状や関係機関の取り組みを紹介し、チラシの配布やイベント参加等による普及、啓発を実施しております。

また、愛知県においても、公式ホームページの食育ネットあいちにおいて、食品ロスの削減の取り組みの普及、啓発に努めておりますので、本市といたしましても、消費者庁や愛知県などと連携し、食品ロス削減の取り組みの内容を紹介させていただくなど、ごみの減量の啓発の一環として事業所や家庭への普及、啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への加入についてお答えいたします。

本年5月に消費者庁が公表しました食品ロス削減に関する集計結果では、食品ロス削減に関する取り組みを行っているかとの問いに、47都道府県のうち「行っている」と答えたのは、30の都道府県で63.8%、20の政令指定都市では19の95.0%、1,727の市町村では189の11.0%という結果でありました。食品ロス削減に関する取り組みについては、都道府県では63.8%、政令指定都市では95%と高い割合となっておりますが、食品ロスへの取り組みは、比較的新しい課題であることもあり、市町村においては11.0%と低調な結果となっており、食品ロス削減への取り組みについては、政令指定都市など、比較的人口規模の大きい市町村を中心に実施されている状況となっております。

御質問の全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会については、3Rの知識・経験・取り組みの共有を図るため、国民・事業者・行政が一堂に会して、平成28年3月に福井県で開催された第10回3R推進大会において、福井県からの提案をきっかけに、食べきり運動や食品ロス削減に取り組む地方公共団体のネットワークである全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会が平成28年10月に発足しております。

本協議会の会員は、44都道府県と201の市町村の計245の自治体に参加されており、協議会では、おいしい食べ物を適量で残さず食べる運動の趣旨に賛同する普通地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、もって3Rを推進するとともに食品ロスを削減することを目的としております。

具体的な事業につきましては、1として、「食べきり運動」の普及・啓発、2、「食べきり運動」に関する取り組みや成果の情報提供及び情報発信、3、前項のほか、食品ロス削減に関する取り組みや成果の情報共有及び情報発信、4、国、民間団体、事業者等の連携及び協働となっております。

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への入会につきましては、協議会が設立されてから間もないことや、協議会の活動実績等を注視していく時期であることから、現時点では参加する考えは持ち合わせておりません。

なお、県内では、近隣の知立市が当協議会の会員として参加しておられますので、知立市からも当協議会の活動実績等を確認させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

続いて、(3)未利用食品を地域で寄附できる環境整備についてお答えいたします。

食品メーカーや卸、小売店で発生する食品ロスには、期限が間近の食品や印刷ミスや包装破損といった規格外品などがあります。そこで例えば小売店では、品質上問題がないことを消費者にお知らせしながら、見切り・値引き販売をして売り切ろうとする取り組みが行われています。こうした業界の取り組みに加え、最近では、こうした食品を企業から寄附してもらい、福祉団体などへ無償提供するフードバンク活動というボランティアもあります。

本市では、平成27年7月から、生活困窮者自立支援法に基づく学習等支援事業の支援の一環として、毎回、生活困窮世帯の子供たちやひとり親家庭の子供たちを対象に、1食100円で栄養バランスのとれた昼食を提供しています。この昼食支援は、地域の団体の方々の御協力や市内の企業、団体、市民の方々の寄附により運営されていますが、こうした活動に地域の食品メーカーや卸、小売店で発生する、十分食べられるのに捨てられる食材等を活用することができれば、議員御指摘の食品ロスの削減と地域での有効利用の両立、また、こうした活動が続けられることによって、地域における支援の輪の広がりにつなげることができるのではないかと考えております。

一方、本市の規模では、予想以上に多くの食材が集まった場合には、市内の受け入れ団体だけでは消費し切れないという懸念もあります。フードバンク活動に当たっては、食材の安定的な調達と供給先の団体の確保が重要となるため、フードバンク活動に取り組むNPO法人のコーディネート能力も大変重要なポイントとなります。

現在、本市及び近隣市において、フードバンク活動に取り組むNPO法人が存在しないことから、今後の地域からの寄附による食品ロス削減の取り組みについては、近隣市等にフードバンク活動に取り組むNPO法人が設立された際に、当NPO法人との協力、連携を模索していきたいというふうに考えております。

最後に、(4)食品ロス削減について、学校教育現場での食育や環境学習についてお答えします。

平成26年10月の今後の食品リサイクル制度のあり方について（中央環境審議会意見具申）では、学校給食用調理施設については、食品廃棄物等を継続的に発生させている主体の一つであり、食品廃棄物等の処理実態等を調査する必要があるとし、環境省では、文部科学省の協力も得て、市区町村教育委員会に対し、学校給食から発生する食品ロス等の削減等の取り組みの実施状況等についてのアンケート調査を実施いたしました。その回答率は約80%となっております。

回答があった各市区町村の小・中学校における学校給食からの食品廃棄物の年間発生量をもとに、児童・生徒1人当たりの年間食品廃棄物の発生量を推計したところ、平成25年で児童・生徒1人当たり約17.2キログラムの食品廃棄物が発生しているとの結果になりました。

また、食べられずに捨てられた給食の量の割合である残食率は、約3割の市区町村で把握しており、今お話のあったようにその平均値は約6.9%でした。昨年度、近隣6市におきましては、小学校では約5.8%で、高浜市では3.5%でございます。また、近隣6市の中学校の残食率平均は約4.6%で、高浜市は0.9%となります。これらの数字からわかるように、学校教育現場では残食を出さないさまざまな努力や取り組みをしております。

日常的な場面では、自校調理場という特性を生かして、給食時、栄養教諭や学校栄養職員が各クラスを見回り、直接子供の声を聞いたり、かけたりしています。食べる様子を見て、食材選びや切り方、味つけなどの参考にするとともに、旬の食材を使うよさや調理の手間をタイミングよく伝え、給食に関する興味を高めています。

また、自校調理場なので配送にかかる時間が省け、料理本来の味を保った状態で提供できたり、一手間かけて、味や香り、食感をよくしたりすることができます。具体的には、ゆでたブロッコリーやホウレンソウが、ふたをした鍋の中でも煮とろけることがないことや、下ゆでで野菜の色どめをし、鮮やかさを引き出したり、肉を料理酒につけて臭みをとったりすることなどです。

さらに地産地消にも力を入れています。西三河特産のイチジクを使ったピューレやミカンジャムを献立に使ったり、高浜市産のお米を使用した米粉パンを献立で出したりしています。地産地消の重要性を機会あるごとにさまざまな角度から子供に伝えています。その一環として、6年生の家庭科で野菜いためや冬のあえものを学ぶとき、地元野菜で料理を考え、給食の献立に加えたり、小学校2年生が学校菜園で夏野菜を育て、地元野菜を使った夏野菜カレーを給食で出したりしています。

このような取り組みにより、子供が感謝の気持ちを持ち、健康のためにしっかり食べようとする意識を高めることにつながっています。

年に何度か行われている特別な取り組みといたしましては、異校種間連携推進の一環として行われる食育の取り組みがあります。高取小学校と高取幼稚園では、園児が小学校を訪問し、調理室内の様子やお釜の写真を見たり、実際のしゃもじを一人ずつ持ったりしながら給食室を見学します。高学年の取り組みでは、家庭科の授業で考えたこだわりのみそ汁のレシピを給食で取り上

げ、だしやみそや具を調和させ、自分たちの一推しのみそ汁を宣伝し、よさを説明して回るなどの活動をしています。中学校では、小学校より幅広く世界の食糧事情やつながり、環境問題を学び、目の前の献立の裏に隠された多くのものに思いを寄せることができるようにしています。

今後とも、食育や環境学習を積極的に進め、子供たちがより深く食や環境について学びを深めていけるよう取り組みを図ってまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 続きまして、小野田議員の2問目、防災対策について、（1）避難行動要支援者支援の進捗状況と今後の取り組みについて、（2）福祉避難所の整備状況や今後の取り組みについて、それぞれお答えします。

まず初めに、避難行動要支援者名簿の登録の状況についてお答えさせていただきます。

平成27年3月に策定しました高浜市地域防災計画では、避難行動要支援者の対象を、75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみ世帯、要介護3以上の介護認定者、身体障害者手帳1級または2級を所持する者、加えて肢体不自由の3級の者、療育手帳AまたはBを所持する者、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、難病患者の本人、そしてその家族親族、関係者や関係機関からの申し出に基づき、災害時に要支援者であると市長が認める者としています。この要件に該当する避難行動要支援者の方は、現在2,503名おみえになります。災害時には、この2,503名の方の名簿を町内会やまちづくり協議会、民生委員などの関係者へ提供し、安否確認をお願いすることになります。

対象者のうち、事前に名簿情報を提供することに同意された方は、現在1,040人おみえになります。平常時から自分が要支援者であることを関係者に知っていただく必要があることから、情報の提供について本人の同意をいただくことが課題となります。市としましても、今後は福祉施設などと連携を図り、情報の提供について、より多くの方に同意がいただけるよう努めていきたいと考えております。

次に、要支援者個々の避難支援プラン、いわゆる個別計画の作成について、その進捗状況と今後の取り組みについて申し上げます。

平成27年度に高浜小学校区で開始しました個別計画の作成については、本年度は、町内会や高浜まちづくり協議会、そして民生委員さんに個別計画を提供し、情報の共有化を図っております。高浜小学校区で実施した個別計画の作成では、町内会の班長さん、理事さんをコーディネーターに位置づけ進めてまいりました。今後、他の小学校区で事業展開していくに当たり、高浜小学校区での事業内容を検証するため意見交換を行いました。その席上、班長さんや理事さんが班員のことを全て把握しているわけではないので、コーディネーターとして適任とは言えないのではないかとこの意見もいただきました。

これを受け、今後の展開として、要支援者の個別計画の作成に当たっては、例えば、要介護認

定者の場合はケアマネジャーさんの協力を、高齢者世帯の場合は民生委員さんの協力をいただくなど、個人の状況に合った形で作成していきたいと考えております。

今回、新たな取り組みとして、ケアマネ事業所との意見交換会を2回実施させていただき、介護サービス利用者やその家族に対し、関係者へ情報提供するための同意や個別計画の提出を、ケアマネジャーを通して働きかけていただくようお願いしたところであります。

今後は、障がいをお持ちの方なども、障がい関係の事業所から働きかけを行っていただくための意見交換会を設けていきたいと考えています。

また、関係者に対する同意者名簿の提供や個別計画の提供は、防災訓練に加え、平常時の見守り活動を通して、いざというときにつなげることが大きな目的となります。災害発生時に、町内会やまちづくり協議会、そして民生委員など地域の実情をよく知ってみえる方が、互いに協力して安否確認を初め、要支援者の安全確保に努めていただくことが重要となります。支援者名簿の配付時にそのことを啓発し、平常時からの声かけ、また、防災訓練での活用をお願いしてまいります。

次に、福祉避難所の整備状況及び今後の取り組みについてお答えします。

まず、福祉避難所開設までの大まかな流れを申し上げますと、災害発生後、市は福祉避難所の開設を施設に要請するとともに、施設自体の被災状況について確認を行い、いつから福祉避難所として稼働でき、妊婦さんを初めとした要配慮者の方をどれだけ受け入れられるかの情報収集を行います。また、施設側は運営責任者やスタッフを配置するとともに、地域の方などに運営ボランティアとして協力できる方への呼びかけを行います。並行して備蓄品を確認するとともに、開設準備に当たります。

その後は、要配慮者で指定避難所に避難された方を、福祉避難所へ避難する必要性の高い方から順に、開設準備の整った福祉避難所へ避難していただきます。福祉避難所の運営では、それぞれの施設に相談に当たる介助員を配置し、日常生活の支援を行います。また、要配慮者の生活状況を把握するとともに、必要な福祉サービスや保健医療サービスにつなげていきます。

なお、福祉避難所の運営については、高浜市福祉避難所運営マニュアルをもとに実施をしますが、施設自体は、本来の業務と並行して福祉避難所の運営をすることとなりますので、万全な対応ができないことも想定されます。こうしたことから、災害時に適切な支援ができるよう、市と施設側との意見交換の場を定期的に設けていくこととし、先日、初めての意見交換会を開催し、災害発生から福祉避難所開設の流れを、マニュアルに沿ってお互いに確認をしております。今後は、机上訓練も実施していく予定であります。

次に、福祉避難所として協定を締結した施設は、老人保健施設こもればの里・高浜、特別養護老人ホーム高浜安立荘、授産所高浜安立、チャレンジサポートたかはま、中央保育園、高浜南部保育園、葭池デイサービスセンター、特別養護老人ホーム論地がるてん、よしいけ保育園、吉浜

保育園及びコミュニケアガーデン高浜の11施設となっています。

今後は、12月に地域共生型福祉施設あつぽと、南部デイサービスセンターの2施設との協定を締結してまいります。この福祉避難所の1施設当たりの受け入れ数は最大10名までとされており、市内の受け入れ数は最大で130名となりますが、さらなる受け入れ数の増加も必要です。

そこで、今後の取り組みとしては、新たな受け入れ施設を開拓することに加え、指定避難所で一時的に一緒に避難生活を送るのは難しい自閉症や発達障がい者などの要配慮者の方の対応策として、例えば、学校の空き教室を利用することや、公共施設のスペースの開放など、代替施設として活用することを含め検討していきたいと考えております。

次に、自閉症や発達障がい者の在宅避難予定者の把握については、個別計画の中に在宅で避難する旨を記載していただくことにより、市として在宅避難者として把握できることから、名簿の情報に追加して提供することで災害時における安否確認に活用していただけます。

また、自宅で待機している在宅避難者への支援物資の供給については、避難所から供給することが基本となります。したがって、在宅避難者は、避難所の運営者に自分が在宅で避難していることを伝えることが必要ですが、本人、家族が自力で避難所へ行き知らせる方法と、安否確認に来た支援者に依頼する方法の2通りがあります。また、支援物資の受け取りでは、本人、家族がみずから行うことが基本となりますが、できない場合は、他人に依頼し、受け取ることも可能となります。こうしたことから、平常時からの近所づき合い、すなわち共助の関係を築いていくことが大切になります。

最後に、市では平成29年度末をめどに要支援者支援の仕組みを構築できるよう進めていきますが、要支援者の把握や支援者への防災・減災に関する啓発は継続して実施していくことが必要です。当事者、そして支援者の皆様の御意見もお聞きしながら、実効性のある対策を構築してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（浅岡保夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、食品ロス削減についてお尋ねをさせていただきます。

食品ロス削減について、事業所や家庭への普及、啓発ということでしっかり取り組んでくださるようでございますが、答弁の中で生ごみ処理機の補助額が増額されたということで、今後、多くの方に利用していただきたいなと思っておりますけれども、これまで、毎年何件ぐらいの利用があったのかお伺いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 御質問の生ごみ処理機の補助実績でございますが、直近の3カ年間

でお答えをさせていただきますと、平成25年度が9基、平成26年度が12基、平成27年度が9基となっております。

○副議長（浅岡保夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。もう少しあるのかなと思っていましたけれども……

〔「いいですか」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 申しわけございません、答弁漏れがございまして。

今までの累積でございますけれども、この制度、平成18年度から実施をしております、平成27年度末までの補助累計が121台というふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。121台ということで、補助額が増額されましたので、このいきに多くの方が利用していただいて、食品ロス削減につながっていくといいなというふうに思っております。

それから、本市のごみ処理計画を見ますと、可燃ごみの総排出量が記載されております。平成24年度が1万1,823トン、ピーク時が平成19年度1万3,376トンと、当時より減少しておりますけれども、平成25年度以降の可燃ごみの排出量はどうなっているのかお伺いをいたします。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 平成25年度以降の可燃ごみの総排出量でございますけれども、平成25年度が1万1,944トン、平成26年度が1万2,094トン、平成27年度が1万2,480トンと、可燃ごみの総排出量につきましては、人口増加に比例する形で増加傾向となっております。

○副議長（浅岡保夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 人口に伴って増加しているということですので、それでは、1人1日当たりのごみの排出量についてはどうなんでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 御質問の1人1日当たりのごみの排出量でございますけれども、平成25年度は545グラム、平成26年度は536グラム、平成27年度につきましては538グラムと、近年の1人1日当たりのごみの排出量の現状につきましては、横ばいの状態が続いておる状況になっております。

○副議長（浅岡保夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 1人当たりの排出量で見ますと横ばいという御答弁でしたので、今後は、食品ロス削減につきまして、御答弁いただきましたけれども、しっかり普及、啓発していただいて、ごみの減量化につながるような取り組みをよろしく願いいたします。

それから、2点目の全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会につきましては、知立市で

はいち早く加入をされて、積極的に取り組んでいかれるようでございますので、活動実績を確認されるという御答弁でございました。これは参加することで国や先進地の情報が収集でき、今後の取り組みの参考になると思いましたので質問をさせていただきました。

この協議会ですけれども、家庭での食事、ランチやディナー、宴会などの外食時、学校などの給食も含めまして、残さず食べましょう、このことに賛同し、活動の輪を広げていきたいと思います。そしてこの先進的な取り組みに30・10運動ですとか、残した食品を持ち帰る容器、ドギーバッグの普及などがあります。協議会が設立して間もないですから、じっくり実績等確認をしていただいて、今後、参加できる 때가来ましたら前向きに考えていただきたいというふうに思います。

それから、3点目ですけれども、未利用食品を地域で寄附できる環境整備につきましては、今のところ、近隣市にも、本市はもちろんですけれども、フードバンクはございません。松本市が定期的にフードバンクボランティア養成講座を開催しております。講義の内容に、長野大学准教授鈴木忠義先生の講師で「貧困問題とフードバンクの役割」、そしてまたフードバンク信州の活動内容の紹介など、ボランティアを育てる講座を積極的にやってみえます。こういった講座を開催することによってフードバンクに興味を持っていただき、高浜市にもフードバンクが立ち上がると、貧困のお子さんの支援がもっと充実するのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、このことを取り組んでいただきますようお願いをいたします。

4点目の学校教育現場ですけれども、御答弁で学校教育の残食率が、小学校が3.5%で、中学校が0.9%ということで、近隣市と比較しますと大幅に食べ残しが少ないということでございます。高浜市の給食がおいしいということだと思います。高浜市は自校方式でもありますし、おいしそうなおいや、給食のおばさんが調理してくださっている様子もわかり、恵まれた環境だと思います。これが残食率という結果にあらわれていますので、評価をさせていただきたいと思えます。日ごろから環境教育や食育にもしっかり取り組んでくださっていることがわかりましたので、今後もさらに充実しますようお願いをいたします。

食品ロスの削減につきましては、先進的な取り組みをしております長野県の松本市、ここでは食育の推進、生ごみの削減の観点から、もったいない、これをキーワードに、あらゆる世代、家庭や外食時などさまざまな場面で食べ残しを減らす取り組みを進めております。この食品ロス削減の推進につきましては、それぞれの部署が連携して取り組んでいくことが重要だと思います。松本市では、5年間で3,600トン削減することができたと、成果につながったということでございます。本市におかれましても、ぜひ前向きな取り組みをお願いします。

それでは、次に2問目の再質問をさせていただきたいと思えます。

福祉避難所についてですけれども、12月には2施設ふえて13施設になるということで、福祉避難所数も順調にふえて喜ばしいことでございます。一方で、答弁の中でも、新たな福祉避難所を

開拓していくとのことでした。

そこで、再質問をさせていただきますけれども、今後、新たな福祉避難所として設置が予定されている施設があるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（浅岡保夫） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（木村忠好） 新たな福祉避難所の設置についての御質問でございますが、一定の規模を持つ福祉施設につきましても、おおむね協定の締結ができたものというふうに考えております。今後につきましては、小規模な福祉施設に対象を拡大して協議をしていくことも必要かなというふうに思っております。また、新たに福祉避難所が整備されるということがありましたら、こうした場合にも、同時に協定の締結に向けた協議を行っていきたいというふうに考えております。

○副議長（浅岡保夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ありがとうございます。福祉避難所が今後もふえていくということで安心をいたしました。ぜひ、協定の締結に向けた協議をよろしく願いいたします。

それから、もう一点でございますけれども、自閉症や発達障がい者などの、指定避難所で一緒に避難生活を送るのは難しい要配慮者の方への対応としまして、福祉避難所では限りがありますので、学校の空き教室の利用や、公共施設の部屋の開放など具体的な代替案について検討していきたいとの答弁がありましたけれども、市への要望として届いているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（浅岡保夫） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（木村忠好） 代替施設ということの要望についての御質問でございますが、特別支援学校の親の会の方から福祉避難所への避難についての説明の依頼がありまして、このことにつきましても、先着順ではなくて、優先度の高い方から順に福祉避難所のほうへ受け入れていくことなどを説明させていただきました。この説明の中で、学校の空き教室を利用することはできないか、また、公民館などの公共施設の一室を開放していただけないかなどの意見をいただいたところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ありがとうございます。

障がいをお持ちの方も、高齢者の方も、大規模災害が発生しましたとき、安心して避難をし、福祉避難所での生活ができますよう、着実に取り組んでくださっていますので、今後も引き続きしっかりと取り組んでいただきますようお願いをしまして、私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（浅岡保夫） 暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前11時2分休憩

午前11時10分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、小嶋克文議員。一つ、空き家の利活用について。一つ、外国人に対する防災行政について。以上、2問についての質問を許します。

15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

1 問目、空き家の利活用についてを質問させていただきます。

年々増加する空き家が深刻な問題になっています。空き家の問題点は大きく2つに分かれます。

1 つ目は、老朽した空き家です。老朽化した空き家が放置されたままでは、防災、防犯の面から深刻な問題になります。また、老朽化した空き家は、破損、倒壊等の危険性もあります。また、周囲の景観を損ねるなど、環境面にも大きな問題があります。さらには、空き家が増加することはまちづくりの取り組みにも大きな影響をもたらします。

2 つ目は、まだ十分に使用できる空き家をどのように利活用するかです。20年、30年以上と、十分に使用できる家であっても、窓を閉め切ったままで空気の入れかえもしない、手入れもしなければ早く損傷します。その結果、老朽家屋になる可能性が非常に高くなります。

市内でも、毎年多くの家が新築される一方で、年々空き家がふえるという大変矛盾した現象が見られます。もちろん高浜市だけではなく、全国どこでも見られる現象です。

以下3点について質問させていただきます。

1 点目として、平成25年度時点で、高浜市には放置された空き家は670世帯と伺っております。昨年12月の一般質問のとき、空き家の実態調査の質問に対し、50軒ほど確認しているという答弁がありました。その後も調査は続いていると思いますが、現時点では何戸の空き家を確認しているのでしょうか。

2 点目として、空き家などを利活用した住まいの取り組みです。高浜市を初め、多くの自治体は財源的な面、また、将来の人口減少の推測から、県営住宅、市営住宅などの公営住宅を建設して住宅を供給する事業を取りやめております。とはいっても、公営住宅のように家賃が安い住宅を求めている人が多いことも事実です。単身で借家に住んでいる高齢者が8%いる統計も報告をされております。アパートなど、民間の賃貸住宅では、ともすると高齢者に貸すことを控えている不動産業者もあると聞いております。また、若い層でも非正規社員にとっては、安い賃貸住宅を探さざるを得ない状況でもあります。

このように、家賃が安い住宅が必要な方々と十分に利用できる状態にある空き家とのマッチングが行われるなら、低所得者の住宅支援につながるだけでなく、空き家の減少にもつながります。

今後、自治体に取り組む重要な事業であると思いますが、御見解を伺います。

3点目として、空き家であっても不動産業者が扱ってくれる、仲介してくれる築年数が短い中古物件であれば、売却や賃貸などの手続もしやすいと思います。

問題は、建築年数がたっており不動産業者が扱ってくれない空き家を所有している場合です。親から受け継いだ空き家をどのようにしていいのか困っている所有者もみえます。相談できるところを探してみえます。もちろん、親から受け継いだ大事な家であり、思い出がある家であり、手放すことは考えていない、自分で管理するという所有者も当然みえます。

千葉市では、空き家を活用した多世代共生型の地域社会構築に向けた取り組みの方向性についてという答申を受け、平成26年6月より、今まで開設していた住宅相談窓口を活用し、空き家の有効活用に関する相談を開始しました。昨年の平成27年4月からは、相談窓口の拡充として、相談員の現地派遣を開始しています。現地相談員は千葉県宅地建物取引業協会千葉支部の会員で、空き家を調査し、活用方法の提案、賃貸・売買等の取引動向、リフォーム・管理・解体等の取引動向についての情報提供を行っております。不動産業者ではなかなか相談しづらいが、市が開設している相談窓口には、気軽に安心して相談に来ることができるということです。

本市においても、空き家の利活用に向けて、空き家を所有している方への相談体制を整備する必要があると思いますが、御見解を伺います。

次に、外国人に対する防災行政について質問をさせていただきます。

地震や台風などの災害時に、最も災害に見舞われやすいのは高齢者であり、障がい者であり、子供たち等の要援護者です。また、言語が異なる外国人も要援護者として扱われております。

外国人にとって大きな災害に直面したとき、避難するときはもとより、避難所での生活は多くの困難が伴います。日本人にとっても、不自由な避難所での生活は相当なストレスです。ましてや、文化も違い、言葉も通じない中での避難所生活のストレスは想像に余りあるものと思います。

ことし4月に発生した熊本地震において、避難所の存在自体を知らなかったり、避難所に入っているのかさえわからなかったりした外国人がみえたそうです。また、避難所へ入ったものの、日本語で示されるルールや案内がわからず、どうしていいのかわからず、出ていってしまうケースもあったそうです。車中泊のほか、公園や大学の運動場など、屋外に避難していた外国人も多くいたそうです。

日本語での日常会話ができる外国人にとっては、避難所、物資、給水など、災害時などでしか使われない言葉は難しかったようです。日本人とのやりとりにおいても、地震の恐怖も重なり、気が立って声を荒げたり、早口になったりして、改めて言葉の壁にストレスを感じた外国人も多かったようです。

また、中越地震のときには、食べ物が欲しい、毛布などが欲しいと思っても言えなかった。逆に、食料支給のルールがわからず、何度も列に並んでひんしゅくを買ってしまった外国人もいたということです。

避難所生活が、外国人にとって相当な精神的なストレスになることは間違いありません。日本人と共同生活をしたことがないため、周りの人の言葉がわからなくて、話し相手もないことなどで精神状態が不安定になり、文化の違いも重なってトラブルになったことも報告をされております。

以下3点について質問します。

1点目は、今述べてきましたように、外国人にとって災害時には言葉が通じないことにより、必要な情報や支援を得るのが困難になることが予想されます。外国人のために、災害時において言語面で外国人を支援するボランティアの整備をすることが大事であると思います。外国語が話せる日本人、また、日本語が話せる外国人を募集し、登録制度などの整備が必要であると思います。

2点目として、市内においても高齢者や障がい者のために福祉避難所が何カ所か設置されております。孤立することなく、また、ストレスを和らげるためにも、外国人専用の避難所を市内に設置する必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。外国人がまとまって避難していれば、言語ボランティアの方も少ない数で、有効的な活動ができるのではないのでしょうか。

3点目として、昨年外国人を対象にした防災訓練が、関係者の協力のもとで初めて開催されました。今年度は、外国人が多く住んでいる公営住宅等を中心に開催されると伺っておりますが、どのような計画で実施されるのでしょうか。また、外国人を対象にした防災訓練には、自治会・町内会の関係者、地域防災リーダーなどの参加も積極的に勧めていただきたいと思います。

以上で、1回目の質問を終了します。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、小嶋克文議員の御質問、一つ、空き家の利活用について、一つ、外国人に対する防災行政について、順番にお答えをいたします。

初めに、1問目の空き家の利活用についてお答えをいたします。

小嶋議員も御存じのとおり、平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行されました。この法律の目的は、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の利用を促進しようとするものであります。

同法では、市町村の具体的な役割として空家等対策計画の作成、特定空家等と言われる管理が適切に行われておらず、周辺に悪影響を与える空き家の所有者に対する指導、勧告、命令等に関する必要な措置の実施を定めております。

本市におきましては、現状では空家等対策計画は未策定であり、特定空家等に指定した建物はございません。しかしながら、全国的にもふえ続けている空き家、とりわけ特定空家等が放置さ

れることは、地域住民の皆さまの防災面や防犯面での生活環境に、さまざまな悪影響を与える深刻な問題であると認識しており、今後、高齢化の進展や社会状況の変化によって、その増加も懸念されることから、本市として、空き家対策は行政課題の一つであると認識をしております。

そこで、1点目の御質問、現時点におきます本市の空き家の状況でございますが、昨年8月より、職員による実態調査を実施するとともに、町内会やまちづくり協議会に対しまして、情報の提供の呼びかけをお願いしております。その結果、現時点で把握をしております空き家の状況は72戸程度となっておりますが、市内全域の正確な空き家の状況を把握するには、現状の調査方法では限界があると感じており、加えて、今後、作成を予定しております空家等対策計画においても、正確な空き家の戸数が必要となることから、例えば、地図業者が把握をしている各種データベースの活用など、外部の力もかりながら、現状把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の空き家などを利活用した住まいの確保に関する取り組みに関する御質問でございますが、本年7月22日の国土交通省の有識者委員会におきまして、民間の空き家を高齢者や子育て世帯、低所得者等に貸し出す制度の創設に向けた中間報告を取りまとめております。

この制度は、住宅の所有者が提供可能な物件を地方自治体に登録し、国が耐震化やバリアフリー化の改修費用、家賃の一部を補助するもので、国土交通省は、来年度予算の概算要求に関連費用を盛り込む予定としております。

本市におきましては、市営住宅を設置し、高齢者や低所得者等に対する住まいの確保に努めておりますが、本制度は、御質問にありました空き家の減少にもつながることから、今後、国や県の動向を注視しながら慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、3点目の相談体制の整備に関する御質問でございますが、各種報道等で空き家が取り上げられる機会がふえたこともあり、地域住民からの相談や苦情等も増加傾向となっており、本年度は8件寄せられております。

主な内容としては、空き家敷地内の樹木の剪定に関することや、空き家解体補助の有無に関することなどで、相談内容により関係グループとも調整や連携を図り、現地確認や所有者に対する文書の送付などを実施しております。

なお、昨年12月定例会の小嶋議員の一般質問を受け、本年2月1日号の広報たかはまにおきまして、空き家の適正管理や早目の相談をお願いする記事を掲載し、市民の皆様に周知を図っているところでございます。今後も計画的に掲載をしてみたいと考えております。

また、先般、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会碧海支部の皆様との懇談会が開催され、その中で空き家に関する意見交換も行われました。今後、空き家対策を進めていく中で、会員の皆様の活用について、前向きな御意見を頂戴しておりますことから、相談体制の整備も含めた連携体制の構築に向けた検討、調整を重ねてまいりたいと考えております。

最後に、先ほども申しましたとおり、空き家対策は本市における行政課題の一つであると認識

をしておりますが、総務省の平成25年住宅・土地統計調査によりますと、全国的に見ても、愛知県や本市における空き家を含むその他の住宅の割合は、比較的低い状況となっていることもあり、今後は、現地調査の拡充を図る中で、市内の空き家の正確な戸数の把握に努め、空き家対策を進めるための基礎となる空家等対策計画の作成を進めるとともに、関係グループが連携をして各種相談や苦情対応など空き家対策に取り組んでまいります。

続きまして、2問目の御質問、外国人に対する防災行政についてお答えいたします。

本市における、本年11月1日現在の外国人人口及び世帯数は2,805人、1,455世帯で、昨年の同時期より452人、277世帯の増となっております。また、昨年6月末現在で愛知県がまとめた統計資料によりますと、本市の総人口に占める外国人の割合は5.32%で、知立市の6.34%に次ぐ高い割合となっております。

近年、全国各地で大規模災害が発生しており、この地域でも南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、災害経験や災害に関する知識が少ない外国人に対し、防災対策を進めることは減災効果を高める上でも重要であると認識しております。

このような状況を踏まえ、本市におきましては、昨年度より小嶋議員も御参加いただきましたが、外国人向けの防災訓練を、被災地での経験や災害に関する知識が豊富である認定NPO法人レスキューストックヤードの御協力を得て実施しております。

また、訓練の際に参加者に配布したポルトガル語版の地震ガイドブックを、訓練終了後においても市役所の市民生活グループの窓口通訳を通じまして、必要に応じて来庁者に配布するなど、外国人に対する防災意識の向上や啓発に努めているところでございます。

さらに、昨年11月より、英語、ポルトガル語、スペイン語の3カ国語による高浜市防災メールの配信を開始し、窓口通訳や学校等の協力もいただきながら、チラシを配布し登録を呼びかけております。

このように、外国人に対する防災対策を進めているところではございますが、現在は防災訓練を実施しても参加者がなかなか集まらない、防災メールを開始しても登録者が少ないといった状況であり、外国人に対して、防災意識を高めていくことの難しさを感じているところでございます。

一方で、大規模災害が発生すると避難所等に多くの外国人が押し寄せることが想定されます。混乱した中、避難所内でのトラブル等を少なくするためにも、平常時、災害時、それぞれに対応した外国人対策を講じていくことが必要であると認識しております。

そこで、1つ目の災害時において、言語面で外国人を支援するボランティアの整備に関する御質問でございますが、本市におきましては、社会福祉協議会がボランティアセンターを設置しており、高齢者、障がい者、子供など、各種分野におけるボランティア登録、ボランティア活動が実施されております。

社会福祉協議会に確認をしたところ、本年3月31日現在のボランティアの登録人数は、個人登録、団体登録を含め1,719名とお聞きしておりますが、その中には、御質問の通訳ボランティアは一人も含まれておりませんでした。

災害が発生し混乱する中で、言葉の問題は情報等の混乱を招き、さまざまなトラブルの原因となります。日本人、外国人を問わず、避難される皆様が、少しでも安心して避難生活を送れるように、災害時において、ボランティアに関する中心的な役割を担う社会福祉協議会や窓口通訳等と相談や連携を図りながら、例えば、ボランティア登録を呼びかけるチラシの作成やボランティアセンターホームページへの掲載など、災害時における通訳ボランティアの確保に向けて取り組んでまいります。

次に、2つ目の外国人専用の避難所の設置に関する御質問でございますが、十分なプライバシーが確保されにくい避難所において、言語の問題に加え、生活習慣も異なる外国人が日本人と一緒に共同生活を送ることは、お互いにトラブルやストレスの原因となるおそれがあり、外国人の割合が高い本市において、外国人専用の避難所を設置することは、避難者一人一人の安心した生活環境の確保の面においても望ましいことであると考えます。

しかしながら、避難施設の確保という点においては、限られた公共施設の中で、例えば、感染症が発生した場合の避難場所の確保など、外国人対策以外にも、ほかの避難者と一緒に生活することが困難と思われるさまざまなケースも想定していく必要があります。災害の規模や避難者の状況により、臨機応変に施設を有効活用していくことも必要であると考えております。

加えて、実際に避難所運営の中心的な役割を担うことが想定される町内会やまちづくり協議会との調整も必要となることから、外国人対策を含めた避難所運営について、どのような取り組みが必要なのか、地域住民の意見もお聞きをしながら検討を重ねてまいります。

次に、3つ目の本年度の外国人向けの防災訓練の実施計画に関する御質問でございますが、昨年11月、本市で初めて外国人を対象としました防災訓練を実施しました。

参加者からは、地震が起きたときの行動と災害予防を学べた、起震車の強い地震は、今まで感じたことがありませんでしたなど、アンケートを見ましても大変高い評価であった半面、参加者が20名程度と少なく、実施場所や周知方法等に関する新たな課題も見つかったところでございます。

前回実施をした訓練の課題を踏まえまして、本年度は、平成29年2月ごろをめぐりに、外国人が多く居住する吉浜県営住宅の周辺で実施する方向で、町内会にも御意見を伺いながら調整を進めてまいりたいと考えております。

また、外国人への訓練周知につきましては、広報たかはまへの掲載に加え、ポルトガル語によるチラシを作成し、窓口通訳等を通じた来庁者への配布や、吉浜県営住宅の理事の方に御協力をいただき、対象となる部屋にチラシのポスティングなどをしてまいりたいと考えております。

また、訓練内容については、前回と同様、認定NPO法人レスキューストックヤード、栗田暢之代表による防災講話に加え、さまざまな体験型の訓練を実施する中で、外国人の防災意識の向上に努めてまいります。

なお、訓練の実施に際しては、地元の町内会やまちづくり協議会にも声がけをし、外国人と一緒に訓練に参加をしていただく中で、地域の中で外国人の防災対策を考えるきっかけづくりをしていきたいと考えております。

外国人に限ったことではございませんが、全国各地で大規模災害が頻繁に発生しており、この地域でも南海トラフ巨大地震の発生が危惧をされている状況であります。自分は大丈夫といった考えをお持ちの方も少なくないのが現状です。市内には、母国で地震等の自然災害を経験したことのない外国人も多く居住しております。訓練を通じて、日本で起こる可能性のある自然災害の怖さや対策をしっかりとお伝えする中で、災害に備え、自分は何をしておくべきかといった防災意識の高い外国人が少しでもふえるように、一步一步とはなりますが、関係者と連携をして取り組んでまいりますことを申し上げ答弁いたします。

○副議長（浅岡保夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

それでは、1問目の空き家の利活用についての再質問をさせていただきます。

まず、市営住宅、県営住宅の応募状況について、ちょっとお知らせをお願いいたします。

また、年金暮らしの高齢者や所得の低い人にとっては、家賃が安い住宅が大変大きな問題であると思います。こうした人たちの入居状況をどのように分析してみえるのか、まずお話をさせていただきたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 市営住宅、県営住宅の入居募集状況ということでございますけれども、まず今年度、28年度の実績で申しますと、市営東海住宅、こちらのほうに5戸の募集をかけたところ、応募者は2件という状況でございました。27年度につきましては、3件の市営住宅の募集を行っております。

県営住宅につきましては、定期的に年に3回、4回という形で募集をかけておりますので、その状況はちょっと把握はしておりません。

あと、市営住宅、県営住宅、どのような方々がお住まいになるかというところでございますけれども、やはり家賃が低廉ということで、所得の低い方が御希望されるという状況になっております。

○副議長（浅岡保夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 倍率的にはどのぐらいでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 市営住宅で申しますと、28年度の先ほどの東海住宅が0.6倍、27年度の湯山住宅ですが、こちらは1軒に対して6件の応募がありまして6倍、もう1軒、東海住宅が1軒募集をかけたんですけれども、応募がゼロ。もう1回、東海住宅で1軒の募集をかけたところ2件の応募がありましたので2倍という状況になっております。

○副議長（浅岡保夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

今の2点目の答弁によりまして、空家等対策計画について伺います。

この計画は26年に制定されました空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて作成されると思いますが、この計画の構成、内容について伺います。

また、いつを目指して、今、計画を進めておられるのか、また、県内の市町村における策定状況についてもお知らせください。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 今後予定しております空家等対策計画の内容、いつごろか、また県内の状況に関する御質問でございますが、最初に、空家等対策計画に盛り込む内容についてお答えをさせていただきます。

内容につきましては、空家特措法の第6条第2項において定まっております。具体的に申しますと、9項目ほどございまして、1つ目といたしましては、空き家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空き家等の種類その他空き家等に関する対策に関する基本的な方針、2つ目としまして計画の期間、3つ目としまして空き家等の調査に関する事項、4つ目としまして、所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項、5つ目としまして、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項、6つ目としまして、特定空家等に対する措置及び対処に関する事項、7つ目としまして、住民等からの空き家等に関する相談への対応に関する事項、8つ目としまして、空家等に関する対策の実施体制に関する事項、最後9つ目としまして、その他空き家等に関する対策の実施に関し必要な事項となっております。

本市におきましても、この内容に基づいて計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、2つ目の御質問、策定の時期でございますが、今のところの予定という形になりますが、来年度、詳しい現況調査を行いまして、その結果をもとに、遅くとも平成30年度中までには、計画を作成してまいりたいというふうに考えております。

また、県内におけます空家等対策計画の策定状況でございますが、本年10月末現在の状況となりますが、54市町ありますうちの、昨年度、春日井市と犬山市の2市で策定がされております。ほかの市町村につきましても、本市と同様に、おおむね30年度を目途に策定を進めていく予定となっております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） よろしく願いいたします。

もう一点です。

さっき3点目の答弁の中で、愛知県宅地建物取引業協会の碧海支部の皆様と懇談会を開催され、その中で空き家対策に関しての前向きな御意見があったとの答弁が今ありましたけれども、具体的にはどのような意見とかお話があったのでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 具体的な意見交換の内容でございますが、主には本市におきます空き家の対策が、今現状どうなっておるか、そういった内容確認がメインでございました。

そういった中で、先方の団体様より、どうも知立市のほうで行ってみえるようですが、不動産全般に関する相談窓口が設置されておるということで、高浜市においても、今後機会があったら是非活用してほしいという要望がございましたので、今後検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（浅岡保夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） わかりました。

先ほど、千葉市の例もありましたけれども、本当にやっぱり相談をされたいという方がたくさんみえると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、2問目の再質問でございますけれども、先ほど社協のボランティアセンターには通訳ができる、そういった方が一人もいなかったということでしたが、今実施してみえる地域防災リーダー養成講座には、外国人の方または外国語を話せる日本人は参加してみえるのでしょうか。

また、できればまた今後もこういった養成講座が続けられる折には、積極的にそういった方にも働きかけをされていって、参加を目指していってもらいたいと思いますけれども、どうでしょう、このことは。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 最初の御質問の昨年度実施しております防災リーダー養成講座への外国人もしくは通訳ができる方の参加状況でございますが、2年間実施した中では、そういった方の参加はないという状況でございます。

主には、地域の町内会の方ですとか、まちづくり協議会、そういった方々が参加者の中心という形になっております。

また、2点目の御質問の今後の呼びかけの部分でございますが、本講座につきましては、次年度以降も、できれば継続をしたいというふうな考えを持っておりますので、そういった中で、御質問にいただいたような方々に対しましても、積極的な呼びかけをしてまいりたいというふうに

考えております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） よろしくお願ひいたします。

次に、2点目、防災メールの登録人数について、ちょっと答弁がありました。今の言語別の登録状況についてお伺いします。

また、登録者が少ないという答弁でしたが、どのような問題点があるのでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 外国人向けの防災メールに関する御質問でございますが、現状の登録人数を申し上げますと、昨年とは余り大きく変わっていないという状況ではございますが、英語2件、スペイン語2件、ポルトガル語が19件、計23件という状況になっております。

さまざまな場を活用して、チラシ等を配布するなど、PRには努めておるんですが、なかなか登録には至らないという状況になっております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 対象になる人数は、どのくらいというふうに把握されておりますか。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 今のところ、英語、ポルトガル語、スペイン語の3カ国語になりまして、それぞれの人数自体は把握していないんですが、先ほど、冒頭の答弁の中で申しました外国人全体で申しますと、本年11月1日現在では、人数で申しますと2,805人、世帯で申しますと1,455世帯となっておりますので、主にはこういった方々が対象かというふうに思っております。

○副議長（浅岡保夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） わかりました。しっかりとまた取り組んでいただきたいと思ひます。

3点目の外国人専用の避難所の開設につきましては、先ほども話をしましたように、言語ボランティアの人数も非常にいませんで、やっぱり有効的な活動ができるという点からも、今後もしっかりと検討をしていただきたいと思ひます。

次に、今年度の防災訓練は吉浜県営住宅を中心に計画、整備するとの答弁でしたが、市内の県営住宅には多くの外国人の方が住んでみえると思ひます。今、市内の県営住宅は、住宅別にどのくらいの方、世帯数、人数がもしわかれば教えてください、県営住宅のほうで結構ですから。

○副議長（浅岡保夫） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 県営住宅の外国人の入居状況については、ちょっと把握をしておりませんで、戸数と入居状況、28年3月末で御報告させていただきます。

吉浜住宅が218戸、入居状況が189、入居率が83.5%、葭池住宅が436戸、入居状況につきまし

ては387、89.2%の入居率、横浜住宅が66戸に対して56軒の入居、83.1%、高取住宅が66戸に対して51軒、78.8%、赤松住宅が141に対し124軒の87.2%、県営住宅の合計といたしましては926戸中807の入居があり、入居率は86.4%となっております。

以上です。

○副議長（浅岡保夫） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） やっぱり相当多いんですね、今、聞きましたけれども。

最後になりますけれども、答弁の中で、昨年の防災訓練の参加者が20名と少ないと今答弁がありましたけれども、第1回目としては、僕は決して少ないとは思っておりません。大事なことは、やはり今後も継続できるかどうかだと思います。さらには、こうした外国人を対象にした防災訓練に、日本人も一緒になって参加することが大事であると思います。

大変難しい取り組みではあると思いますが、防災訓練の継続をお願いしまして、一般質問を終了いたします。大変にありがとうございました。

○副議長（浅岡保夫） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、神谷直子議員。一つ、安心安全が実感できる地域づくりについて。以上、1問についての質問を許します。

11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） 皆様、こんにちは。それでは議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました「安心安全が実感できる地域づくりの取り組みについて」、「消防団について」をそれぞれ質問いたします。よろしくお願いいたします。

初めに、安心安全が実感できる地域づくりの取り組みについて質問させていただきます。

第6次高浜市総合計画の基本目標Ⅲ「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」の中の目標（9）では、「安全・安心が実感できる地域づくりを進めます」と題して、防災、防犯、交通安全に関する目標や取り組み内容が記載されています。

先般、市長に提出いたしました「大家族たかはまクラブ」予算編成に係る要望書の内容も踏まえ、何点か質問させていただきます。

最初に、防災について伺います。

ことし4月14日と16日に震度7を記録した熊本地震の発生から早くも8カ月が経過しようとしています。また、11月22日の早朝には、福島県沖で震度5弱の地震が発生しました。津波警報が発令され、津波の恐ろしさを改めて痛感いたしました。それはまさに、平成23年3月11日に発生

した東日本大震災を思い起こさせるものでした。

このように全国各地で大規模な地震が発生しており、この地域でも南海トラフ巨大地震の発生が危惧されています。内閣府の平成28年版防災白書には、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災で生き埋めや閉じ込められた人の約77%の方が地域住民により救助されたというデータが載っていました。とりわけ注目したのは、淡路島の北淡町では、どの寝室で誰が寝起きているのかを住民同士が把握していたため、救助が早くできて助かった例があったということです。

最近、自助・共助・公助という言葉をよく耳にします。防災活動を進める上で市民一人一人が自助・共助の役割を理解し、地域の中で連携して防災活動に取り組むことは、防災・減災を進める上で極めて重要であると思います。

そこで、1点目の質問です。

9月4日に開催された市総合防災訓練以外にも、まちづくり協議会や町内会など、それぞれの地域においてさまざまな防災活動が展開されています。高浜市では、数年前より防災ネットきずこう会を立ち上げ、地域防災のネットワークの構築に向けたさまざまな活動に取り組まれています。高浜市が本年度に実施した内容についてお伺いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 本年度の防災ネットきずこう会の取り組み状況でございますが、地域のかなめとなります防災リーダーを育成するために、昨年度からとはなりますが、防災リーダー養成講座を開催しております。具体的には、基礎編と避難所運営編の2コースを開催いたしまして、2年間で延べ140名を超える市民の皆様に受講をいただいております。また、本年度は、講座で学んだことを9月4日に実施しました市総合防災訓練で実践をしていただくために、開催時期を6月から7月としたことで、実際に段ボールベッドを活用しました避難所設営訓練などが実施をされております。また、港小学校区では、津波を想定しました訓練を実施され、学区内にある港小学校や南中学校ではなく、高台にあります高浜小学校へ、徒歩によりルートを確認しながら避難するという訓練も実施しております。ほかにも、先ほどの小嶋議員の御質問でもお答えいたしました。来年2月ごろを目途に、外国人向けの防災訓練を実施する予定となっております。講座や訓練の実施に際しましては、被災地での復興支援や災害に対する専門知識が豊富であります認定NPO法人レスキューストックヤードと連携をして取り組んでまいります。

今後さまざまな活動を通しまして、災害に対する自助・共助の重要性を御理解いただきまして、地域防災の推進に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

過去の災害を見ても、規模が大きいほど行政の対応には限界があると感じています。地域のかなめとなるような防災リーダーを養成していくことは、地域防災を進める上で重要であると思

ますので、継続的な取り組みをお願いしたいと思います。そして、リーダーという役割があるからこそ、使命に燃えて市民の方々が活動していただけるということもあると思っております。

ところで、防災リーダーとは関係ありませんが、先日、三重県いなべ市のほうへ視察に行きました。そのいなべ市の取り組みの中で、健康寿命を延ばす取り組みの一つに、元気リーダーという取り組みがあることを知りました。この元気リーダーですが、リーダーを養成する講座を修了されると、リーダーの方々が地域の中で運動する機会を定期的に、自主的に催して、地域で活躍するという仕組みです。この防災リーダーの方々も、いなべ市の取り組みのように自主的に地域で活躍するのを楽しみにしております。そしてまた、地域のかなめとなる防災リーダーとして御活躍されることを祈念しております。

次に、地域防災を進める上で、大人に限らず、子供に対しても防災教育を図っていくことは、将来にわたり防災意識の高い市民がふえることにもつながり、非常に重要です。

高浜市では、高浜の防災を考える市民の会が中心となり、小学4年生から6年生までを対象とした子ども防災リーダー養成講座、中学生を対象とした防災・減災アカデミーを実施しています。先日、子供たちが文章を考え、高浜高校のイラスト部の生徒さんが絵を描いた、たかはまっ子防災かるたが完成いたしました。閉講式のときにこのかるたを楽しんでいる子供たちの様子が、広報の12月1日号の表紙にもなっています。

このかるたは、子供たちが防災について学んだり、考えたり、また、東日本大震災の被災地を訪問して現地を見たり、交流したりする中で完成したとお聞きしています。ぜひこのかるたを多くの皆さんに活用していただきたいと思っています。私自身も、このかるたの営業マンとして販売促進をお手伝いしておりますし、家庭でも子供とともに防災について学びながら楽しんでいます。

この講座の対象者は中学生までとなっています。卒業後も地域で活躍できる場があれば、さらなる地域防災の推進にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 私も先般開催されました子ども防災リーダー養成講座及び防災・減災アカデミーの閉講式に出席をいたしました。完成したかるたを前にしまして、防災を学びつつ、楽しみながらかるたを取っている子供たちの様子を見まして、多くの方々にこの防災かるたを知ってもらい、活用いただくよう、市といたしましてもPRに努めていく必要があるというふうに考えております。市内にあります全ての小学校におきまして、5年生または6年生を対象に防災教育に取り組んでみえることから、11月に開催をされました校長会におきまして、防災かるたの紹介と活用についてお願いをしておるところでございます。また、町内会やまちづくり協議会の防災イベント等でもこの防災かるたが活用いただけるように、今後周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、高校生となった受講生の活躍の場に関する御質問でございますが、今回の受講生の中には、来年度より高校生になる生徒も含まれております。受講生としては参加することができませんが、これまで学んだことを生かし、今後はスタッフとしてかかわっていきたいといった、大変心強い声もお聞きしております。また、受講生がふえていく中で、支える側のスタッフの充実ということも必要になってまいります。受講生としてかかわったことで、活動に対しまして理解や思いのある生徒が今度は教わる側から教える側へ、スタッフとしてかかわる中で活躍の場を提供し、地域防災の推進にもつなげてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

さて、要望書にも記載しておりますが、地域で防災対策を進めていくためには、ソフト対策に加え、防災資機材などのハード対策も必要です。防災資機材について、町内会やまちづくり協議会に対し、どのような支援を行っているのかお伺いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の、町内会ですとかまちづくり協議会に対する防災資機材の支援につきましては、平成26年度となりますが、アルミ組み立てリヤカー、4トン油圧ジャッキ、スコップ、つるはし、ハンマー、パール、誘導ライトなど、特に初動時におきます安否確認や救護活動等で必要となる資機材を、全ての町内会に対しまして配布をしております。さらに、毎年5本を上限に、消火器の更新の支援も実施をしております。また、市におきましても、防災資機材購入計画表を作成しまして、計画的に購入を進めておるところでございます。

なお、町内会、まちづくり協議会、市でどのような防災資機材をどの程度備蓄しているのか、地域全体として把握しにくい状況でございましたことから、吉浜まちづくり協議会での活動となりますが、それぞれの備蓄状況をまとめた一覧表を作成いたしまして、小学校区内の防災資機材の見える化を図る取り組みを進めていく予定となっております。

今後、ほかの小学校区でも同様の取り組みが進むよう調整を重ねるとともに、全体の備蓄状況を把握し、不足する資機材につきましては、誰が購入するのかの役割分担を行う中で、必要に応じた支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

小学校区内で防災資機材の見える化を図ることは大変重要です。災害が発生した際の迅速な応急復旧活動にもつながることから、全小学校区において取り組まれるようお願いいたします。

防災に関する最後の質問となりますが、要望書では、民間住宅の耐震診断及び耐震改修等によ

る減災の促進について記載いたしました。熊本地震では、住宅の倒壊により、多くのとうとい命が失われています。このことから、住宅の耐震化を進めることは、自身や家族の生命や財産を守ることに加え、プライバシーが確保されない避難所ではなく、自宅での避難生活が可能となることから、減災対策として重要な取り組みであると考えます。

高浜市においても、耐震診断や耐震改修に対する補助制度を実施されていますが、本年度の取り組み状況について伺います。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の無料耐震診断、耐震改修費補助に対します本年度の状況でございますが、11月末現在の無料耐震診断の申し込み状況は91件、耐震改修費補助は7件となっております。これは、昨年を大きく上回る状況となっております、9月初旬に対象となる約2,500件の所有者に対しまして発送いたしましたダイレクトメールですとか、熊本地震の影響によるものと分析をいたしております。耐震診断員の皆様の積極的な協力もありまして、順次、耐震診断を実施しておるところでございます。

また、耐震改修費補助につきましては、高齢者世帯や障がい者世帯で、生計中心者が前年分所得税非課税の世帯等に対しましては、工事費・設計費込みで165万円を上限に補助金を交付しており、他市と比較しても手厚い支援を実施する中で、耐震化の促進を図っておるところでございます。

高浜市耐震改修促進計画では、平成32年度までに耐震化率95%を目標としておりますことから、今後もさらなる住宅の耐震化に向け、関係団体と連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。引き続き、減災に向けた耐震診断、耐震改修の促進をお願いしたいと思います。

それでは、次に、防犯について伺いたいと思います。

ことし1月に発生した高浜市内の高齢者が2,700万円の被害を受けたオレオレ詐欺を初め、空き巣や登下校時などに子供を狙った不審者など、地域の安全・安心を脅かす犯罪が、高浜市内においても発生しています。犯罪を減らし、安全・安心が実感できる地域づくりを進めていくためには、警察や行政はもちろんのこと、地域や市民一人一人が防犯対策に取り組むことが重要であると考えます。

現在、各小学校区で、まちづくり協議会が主体となり、青色防犯パトロールや子供たちに対する見守り活動等が実施されていますが、ほかに市民や地域など、関係者が連携してどのような防犯対策に取り組まれているのか伺います。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の防犯対策に関する取り組みでございますが、地域が主体となって実施しております青色防犯パトロール以外にも、午後10時から翌日の午前4時までの間、週3回ペースではございますが、民間の警備会社による深夜パトロールを実施しております。例えば日中や夜間は地域、深夜は民間の事業者といった時間帯による役割分担を行う中で、地域の犯罪抑止に取り組んでおります。また、町内会等が主体となりました徒歩パトロールや、地域でつなぐ赤パト大作戦と題しました赤色回転灯を自家用車や玄関先に置く活動なども実施をされております。

またハード面では、昨年度、防犯カメラを名鉄三河線の駅前ロータリーに設置をし、本年度に入り、録画映像が犯人逮捕の一助となるなど、ソフト対策・ハード対策を進める中で、犯罪抑止に努めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

私の住む稗田町でも地域の方と歩いてパトロールすることがあります。地域の方とのコミュニケーションもとれ、健康的にも有意義だと私も参加しております。

今、御答弁の中で、防犯カメラの映像が犯人逮捕につながったとありました。防犯カメラは犯罪の早期解決や犯罪抑止にもつながると思います。要望書でも犯罪抑止のために防犯カメラとモニターの増設について掲げております。防犯カメラの設置に対する本年度の取り組み状況、次年度の設置予定についてお伺いします。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 防犯カメラの設置に関する御質問でございますが、本年度につきましては、株式会社豊田自動織機様からの寄附によりまして、1台の防犯カメラを設置する予定となっております。設置場所につきましては、神明町にございます中部公園東交差点付近を予定しており、町内会の防犯部長、まちづくり協議会の防犯グループリーダー、碧南警察生活安全課などで構成をされます高浜市防犯ネットワーク会議の中で、警察や地域の声を聞きながら検討を重ねてまいりました。ほかにも、現時点ではございますが、4箇所の設置場所につきまして優先順位を決めておりますことから、次年度以降に必要なに応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。今後も地域の声をしっかりと聞き、より効果的な場所へ設置をお願いしたいと思います。

それでは、防犯に対する最後の質問になります。

和歌山市では、お散歩中のわんちゃんと一緒に、まちの防犯パトロールを地域の方々がしてみえるそうです。具体的には、このようにわんちゃんの首にバンダナをつけて、お散歩中にパトロールをしていますよという形なのですが、こういった取り組みを高浜市でもされたらいかがでしょうか。また、長久手市でも、お散歩やジョギングをする方々、こちらはわんちゃんではなく、このように人が首や手にバンダナを巻いて防犯パトロールするという取り組みで防犯活動に取り組んでみえます。

組織とする防犯パトロールも大変重要だと思いますが、こういったどのような方々でも自分の生活の中で取り組めるまちづくりの形、裾野を開くという意味では、とても重要な取り組みだと思います。高浜市ではこのような防犯活動の裾野を広げる取り組みに対し、どのように工夫されているかお伺いします。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の防犯活動の裾野を広げる取り組みにつきましては、本市におきましては、まちづくり協議会や町内会などが主体となったさまざまな防犯活動が積極的に実施をされておまして、希望があればどなたでも参加できる仕組みとなっております。しかし、御質問のような日常生活の中で個人で気軽に携わることができる防犯活動については、個人個人の判断となりまして、御質問にあったような具体的な活動は実施されておられません。

しかしながら、地域全体の防犯意識を高め、犯罪抑止につなげていくためにも、裾野を広げていくことは重要であるというふうに考えております。他の自治体の事例など、まちづくり協議会の防犯グループ会議等におきまして情報提供する中で、地域の声も聞きながら検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、2つ目の質問、消防団についてお伺いします。

この12月議会の市長の招集挨拶の中でも、消防団のお話が出ておりました。今年度の愛知県消防団操法大会でも素晴らしい成績をおさめられ、高浜市の誉れでもあります。

私は、昨年、議員研修で、消防団を持っている女子大があることを知りました。私自身は女性の消防団だということにも大変驚いたのですが、さらに大学の取り組みだということにも驚きました。

高浜市では、消防団の団員確保について、市の職員の方々も団員になるなど工夫をしているようですが、現在、団員の数はどのくらいなのかお伺いします。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の消防団の団員数でございますが、本年11月末現在での数字となりますが86名となっております。その中には、御質問にありましたように、市職員も多数含まれております。以前は自営業の団員が多く入団しておりましたが、年々、消防団員の被雇用化が進んでおまして、生活スタイルの変化等もあり、団員確保に苦慮しておる状況でございます。以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

消防団員不足は高浜市に限ったことではなく、全国的な課題であると認識しています。しかし、災害が起こったとき、特に初動時における消防団活動は非常に重要になると思います。このことから、少しでも多くの団員を確保し、災害に向けたさまざまな訓練や地域との関係を築いておくことが大切だと思います。

さて、要望書でも消防団員の人材対策・確保の推進について記載しております。現在、高浜市では、女性の消防団員はいないとお聞きしています。女性の活躍も含め、次年度に向け、本年度における消防団員確保に向けた取り組み状況についてお伺いします。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 御質問いただきました消防団員の確保に向けた本年度の取り組みの状況でございますが、ことしの4月から従来の消防団員の家賃補助制度の対象要件を緩和しております。新規消防団員の確保、それから消防団員の処遇の改善を図っていくとともに、転入手続のときに、消防団の活動内容や家賃補助制度などを紹介したチラシを配付しております。また、これは従来からですが、町内会やまちづくり協議会への人材の紹介を依頼したり、それから直接企業に出向いて社員の入団に対する依頼を実施しております。こういった形でさまざまな取り組みを実施しておるということでございます。

それから、加えまして、消防団の卒団者で構成をされております高浜市消防協会というのがございますが、そこにも協力を依頼する中で、卒団者の方に再入団を含めた形で、これも団員の確保ということで考えてまいりたいと、そんなふうに活動しております。よろしくお願ひします。

○副議長（浅岡保夫） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

団員確保に向けた取り組みを進めていく中で、例えば、防災・減災アカデミーを受講している中学生に対し、将来的な入団を見据え、消防団活動に興味を持ってもらうことも効果があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 中学生を初めとしました若い子たちへのPRに関する御質問でございますが、昨今、消防団員の確保が大変難しい中、子供たちに消防団活動を知ってもらい、興味

を持ってもらうことは、将来の団員確保につながるものと考えております。特に御質問にございました防災・減災アカデミーの受講生である中学生は、災害に対し関心がある子が参加しておりますことから、より効果が高いというふうに感じております。また、年末には小学生と消防団員が一緒になりまして消防団かちかち隊を結成し、地域に安全・安心をお届けするための夜警を実施しております。

今後も、本団や分団と連携をいたしまして、子供たちへの消防団活動に対する興味、関心を高める活動を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

私も、消防団かちかち隊は毎年楽しく子供とともに参加をしております。まちに住む住民がさまざまな個性を生かして能力を発揮するには、まちづくりの担い手を育てるということも必要ですが、その方々が活躍できるステージが必要だと考えます。予算の厳しい中、難しいことが多いとは思いますが、さまざまな工夫で、より住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思えるまちを目指し、行政だけでなく、市民の皆さんとともに、みんなで力を合わせてまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（浅岡保夫） 暫時休憩します。再開は13時35分。

午後1時27分休憩

午後1時35分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、杉浦康憲議員。一つ、住民投票の振りかえりと公共施設あり方計画の今後の進め方について。以上、1問についての質問を許します。

1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、1、住民投票の振りかえりと公共施設あり方計画の今後の進め方について、一問一答方式にて質問をいたします。

今回、市が公共施設総合管理計画を推進する中で、市民からの請求により、中央公民館の取り壊しの賛否を問う住民投票が11月20日に行われました。この過程の中で、市からの説明が足りないとか、正確な情報が市民に伝わっていないとか、多くの課題が判明してきたと思います。今回の住民投票は、市や議員に対して、住民に対する説明責任をどう果たすべきかといった観点から振り返ることにより、今後の公共施設のあり方にどうつなげていくかが重要であると考えます。投票前、住民投票条例については、いろいろ疑問点もありましたが、ルールにのっとって、条例が施行中であったため、住民投票を終えた今しかないと思い、一般質問をいたします。

今回、常設型住民投票条例が施行されて以来、初めて住民投票が実施されました。このことは市の提案だけではなく、議会の議決がどうかを問い直すべきという意思表示のあらわれでもあり、議会としても今後検証していく予定となっております。

そこで、1点目に住民投票をどう振り返るかということで、まず住民投票制度についてお聞きします。

愛知県でも小牧市や新城市などで住民投票が行われたのはまだ最近のことです。自治体で特定のテーマについて住民投票を行おうとすれば、条例等に基づいて実施するしかないということから、本市では、住民投票条例が平成12年12月定例会で上程、全会一致で可決成立し、平成13年4月1日から施行されています。当時、常設型の住民投票条例は、全国的に見ても例がなかったと聞いています。では、この制定の背景についてお聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 条例制定の背景でございますが、住民投票制度には、必要が生じた都度、議会の議決に基づいて条例を制定し実施する個別設置型と、対象事項や投票資格者など、投票に関するルールを定めた条例をあらかじめ設けておき、それに基づいて実施する常設型がございます。

本市が全国に先駆けて導入した常設型は、あらかじめ投票に関するルールづくりを行うものであることから、どのような事案であっても同一のルールで投票を行うことが可能であり、制度の安定性、継続性などの点からもメリットがあるものとされているところでございます。住民のニーズや価値観が多様化しているとともに、地方分権に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中において、的確に住民の意思を踏まえて市政運営を行っていくことが求められております。市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市政に係る重要事項について、必要に応じて、直接、住民の意思を確認することができる常設型の住民投票制度を創設するに至りました。

○副議長（浅岡保夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。制定時の背景はわかりました。

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するために制定したということですが、住民投票制度の目的は、市政にかかわる重要事項について、住民の思いを直接反映させ、住民が市政へ直接参加する機会を住民投票という制度で保障し、これによって示していただいた皆さんの総意を市政に反映するものと捉えていますが、当局はどのように考えているのかお聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G主幹（中川幸紀） 市政に係る重要事項につきましては、住民の思いを直接反映させ、住民と議会と市長によい意味での緊張関係を構築するとともに、住民にとっても、市長や議会にとっても、セーフティーネットの役割を果たすことができると考えています。この制度によって市民と行政が市政についてともに考え、ともに行動し、ともに責任を負うという協働によるまち

づくりを推進することが期待できます。

住民投票制度では、二元代表制のもとで議会制民主主義を補完し、住民の総意を把握し、住民の総意を直接反映できるシステムを制度的に担保するというものとなります。この場合、住民投票の目的が、市民の総意を把握し、市政に反映することにありますことから、投票結果が市民の総意をあらわしていると言えることが必要となります。一定の投票率に達しない場合は、開票しても総意を酌み取れないおそれがあり、投票資格者の少なくとも半数が投票に参加したということをもって、投票に参加していない住民に対しても投票結果に信頼性を持たせることができるという考え方に基づいて、投票資格者の半数の意思表示がなければ、市民の総意としてその結果を捉えることができないことから、投票率50%以上を成立要件といたしております。

○副議長（浅岡保夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

答弁にもありましたように、住民投票は二元代表制の補完をし、住民の総意を把握し、反映するものだと思います。ただ、今回の公共施設総合管理計画は非常に複雑です。私も議員になり、途中からですが議論に入り、質問をし、1年半をかけ納得、賛成をいたしました。市民の皆さんが私と同じようにたくさんの情報を得て投票するならわかりますが、今回のような曖昧な情報のもとで投票される結果が住民の総意と言えるのか、非常に疑問です。個人的な見解ですが、民主主義のもと、総意というのは、少なくとも過半数以上の投票率ではなく、同意があつてのことだと思います。なので、非拘束型なのだと私は理解しています。

平成27年度に市が実施した住民説明会でのアンケートによれば、学校施設への複合化や集約化を図るべきが68%、現状維持を図るべきが7%、その他が20%で、その他の意見としては、複合化や集約化に対して一定の理解はあるが、セキュリティや駐車場の確保に不安を感じているとの意見もありました。

こうした中で、今回の住民投票が実施されたことに対して、当局としてどのように考えているかお聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 住民投票の実施の最近の傾向といたしまして、公共施設をめぐるものが多くなっておりますが、その背景には、厳しい財政状況とそれに対する住民意識の変化があると考えられます。

本市の公共施設のあり方の問題は、これまでに取り組んできたことのない新しい政策でありますので、個別具体的な各論の話となりますと、今回のようにさまざまな御意見や困難な面も出てくるものと認識をいたしております。そうした中で、今回の住民投票では、住民投票が扱う課題の難しさを感じましたが、公共施設のあり方について、多くの市民に目を向けていただくきっかけともなりました。

一方、住民投票直前、11月18日に名古屋テレビのニュース番組で本市の住民投票が取り上げられ、名城大学の昇秀樹教授の解説がございましたが、住民投票をやってしまうと調整の余地がかなり限られてくるというお話もあったところがございます。

○副議長（浅岡保夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

私もそのニュースを見させてもらいましたが、調整の余地が限られてくるという昇教授の言葉はまさにそのとおりだと思います。

私の9月の一般質問でも言いましたが、今回の投票での取り壊し反対には、少なくとも3つの反対があると考えています。1つは、現在の中央公民館は絶対必要であり、まだ使えるので反対、2つ目が、今の状況では反対だが、十分な説明を受ければ取り壊してもよい、3つ目は、代替施設の高浜小学校体育館ができるまでは反対、その後に取り壊す。

このような3つの反対がある今回の住民投票では、結果いかんでは昇教授の言葉どおり、調整の余地が限られてくるという意見に全く同意します。

このように、中央公民館取り壊しの賛否については幾つかの選択肢が考えられ、二者択一での判断の難しさを市民の皆さんからも聞いています。その点はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 中央公民館の取り壊しを含む公共施設のあり方の問題は、個別の施設、あるいは短期の視点ではなく、限られた財源の中で市民サービス全体、市の将来と公共施設全体を考えての総合的な判断でありまして、多様な可能性が存在をいたしました。先ほど住民投票してしまうと調整の余地がかなり限られてくることを申し上げましたが、ただいま議員御指摘のとおり、二者択一での判断をすることの難しさが一つあったのではないかと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。

今回の住民投票では、市民の方から中央公民館を取り壊すといった情報を知らなかったという声をよく聞きました。冒頭に、住民投票制度は地方分権が進む中で、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することがこの条例の目的であるといった答弁をいただきました。こうしたことから、私は市民の方にもっと情報を知ってもらい、課題を認識し、行政とともに知恵を出し合っていくことが大切であると考えています。

そこで、市として、今回なぜ中央公民館の取り壊しについて住民投票に至ってしまったかと考えているかをお聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 公共施設のあり方の問題につきましては、平成26年度から平成28年度にかけて、市民その他さまざまな団体に対しまして、説明会やトーク&トークなどの開催、合わ

せて40回以上にわたり御説明や意見交換を行い、説明に努めてきたところがございます。あわせて、中央公民館につきましては、もともと平成33年度までに機能移転する施設であり、現状だけの短期的な判断で工事をしてしまいますと、機能移転までの間に大きな費用をかけないといけなくなる、そういった大きな費用をかける前に廃止をすることの財政効果などにつきましても、取り壊しの1年以上前から説明を行ってまいりました。

こうした公共施設のあり方の問題は、建てかえ費用や大規模改修費、維持管理費など、中長期の財政問題でありまして、関心を持っていただいたり、御理解をいただくのに時間がかかったことなどがあつたのではないかと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。

これまでの議会においても、説明が足りないという質問がされてきました。改めてこれまでに情報提供として説明会や広報掲載等、どのくらい実施してきたのかを改めてお聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） まず、お尋ねの説明会、広報掲載ということでございますが、市の広報紙への記事掲載といたしまして、平成24年度は公共施設の現状と課題を掲載したものを5回、平成25年度は公共施設マネジメント基本方針や改善計画案などを掲載したものを6回、平成26年度は公共施設のあり方計画案の報告をしたものを1回、平成27年度は各小学校区におけます公共施設のあり方などを掲載したものを8回行ってございます。

また、住民説明会につきましては、平成26年度は5回、平成27年度は講演会を含めて6回行うとともに、平成27年度と28年度は地域団体等に対しましてトーク&トーク、出前講座等など約30回ほどの説明の機会をいただいたというところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。ただいまの答弁から、今、市としてやれる方法での情報提供はされてきたと理解しました。

私は、議員の一人として、この公共施設の問題につきましては説明に努めてまいりました。行政からの説明に対して理解をし、そしてそれを市民の皆さんにお伝えをしていく。行政に一方的に説明を求めるのではなく、自分の意見を明確にし、しっかりと市民に説明責任を果たすのが議員だと思っています。

それでは、説明会について少しお聞きしますが、説明会の方法として、各地区複数回の開催や時間帯についてどのように考えているのかお聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 説明会につきましては、平成26年度、27年度実施してございますが、会場の利用状況を確認させていただく中で、時間的な制約もございまして、平日の夜間、土曜日・

日曜日の日中または夕方の時間帯など、市のほうで開催日時のほうを設定させていただいたというところがございます。

このいただいた御意見といたしまして、参加された方からですけれども、幼稚園児や保育園児、児童がいらっしゃる若い世代の方が参加できるようにしてほしいというお声もございまして、ニーズに応じた時間設定を考えていく必要があると思っております。

こうしたことから、平成27年度、28年度は、日時、場所等、地域団体等の御要望に合わせて、こちらのほうから説明に伺わせていただきますトーク&トーク、出前講座等の機会の拡充に努めたことにより、充実した意見交換が行えたものと考えてございます。こうしたことから、市のほうで日時、場所を決めて集まっていた説明会ではなく、希望される方の御都合に合わせて、こちらのほうから説明に伺うトーク&トークのような説明の場、意見交換の場といったものを設けてまいりたいと考えてございます。

当然のことながら、こうした制度があることの積極的な周知に努め、多くの地域団体等からお声かけをいただけるように努めてまいりたいと考えてございます。

○副議長（浅岡保夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

市民全体に対して説明するためには、これまでのような時間設定では参加できる方が限られてしまうということも想定されますので、今答弁にありました市民側のニーズに応じた開催ということも必要になると思います。私も住民投票中、何回か説明会を開催しましたが、やはり集まっていたかどうかというのはなかなか難しく、このトーク&トークのように皆さんの要望に応じてそういった集会があるところに行って話を聞いてもらう、そういったことは大変有効だと思います。

次に、住民投票に当たり、賛否の判断をする材料が不足しているということを市民の方からお聞きしました。先ほども答弁にありましたが、周知方法としてどのような方法をおとりしたか、お聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 選挙管理委員会主幹。

○選挙管理委員会主幹（中川幸紀） 住民投票の実施に際しましては、争点や論点を明らかにし、賛否の判断に資するための情報提供が重要となります。

今回の住民投票では、選挙管理委員会による住民投票公報の発行や、市によるネット討論会といった先行事例ではなかなか取り組むことが難しかった事例への取り組みを行ったところがございます。

住民投票公報につきましては、中立性に留意しつつ、投票される方々に賛成・反対それぞれの意見を聞いていただき、投票に際しての判断材料に資するよう発行するとともに、全戸配布に努めてまいりました。市におきましても、討論会を録画し、インターネットで配信するとともに、公民館等の公共施設での視聴、収録されたDVDの貸し出しを行うなど、公平な判断をしていた

だくための一助として実施されたところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

今回のように、市民団体より提起された住民投票の場合、市は中立な立場から、思うような賛成の立場で公報がしにくくなるというのは大変大きな問題の一つだと思います。その中でネット配信による公開討論会はおもしろい試みだったと思いますが、どのように評価されていますか。また、アクセス回数等はどのくらいあったのかお聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 住民投票する市民へ深い理解を促しまして、公平な判断をしていただくための一助としまして、討論会を録画しまして、インターネットや公共施設で公開するという試みを初めて実施したところでございます。この公開討論会を委託したリンカーン・フォーラム中部代表の児玉氏によれば、住民投票に絡んで行政側や市民グループ側によるシンポジウムなどを開催されたケースはございますが、賛成・反対の意見を述べ合う討論会は珍しいとし、市民が市政について考えるよい機会になったというふうに述べられております。

アクセス回数につきましては、11月10日から19日までの10日間で894回、DVDの貸し出し件数は9件でございました。

○副議長（浅岡保夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

初めての住民投票という中で、いろいろ考えた上で今回の対応と理解します。特に中立という点では苦慮されたと思います。

今回、住民投票の中、市民の皆さんに現在進めている計画をいかに説明し、情報を届けるのかを考え、私たち市政クラブでは、アシタの高浜を創る会さんとともに、5回のビラを議員の足で市内全戸ポスティング、駅や街頭での手配りを実施しました。ビラの表現方法も、文書はもとより、グラフ、表、Q&A、漫画、選択肢等、あらゆる表現方法を用い、いかに理解しやすくするかに努力しました。

当局として、今後、情報提供する上での工夫などがありましたらお聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 先日、総合計画の推進会議の中で、委員の方と意見交換をする機会がございましたが、その際、行政から提供されるグラフや表、資料に書かれている内容は難しく、市民にはわかりづらいという御意見を委員の方からいただきました。

市といたしましても、今お話のありましたように、例えば漫画というツールを活用させていただき、ポイントを絞って情報をお伝えしていく方法もあるのではないかと考えてございます。他の自治体においても実際に漫画で公共施設の再配置をわかりやすく表現してみえるところ

もございまして、興味を持っていただく工夫が必要であると考えてございます。

○副議長（浅岡保夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。漫画というツールは多くの世代に伝わると思いますが、検討していただければと思います。

市民に問題意識を共有していただくという点では、今回、住民投票を実施したということで、多くの市民が公共施設のあり方について関心をお持ちになったと思います。住民投票で公共施設に関する市民の関心が高まった今だからこそ、公共施設のあり方についていま一度、市民の皆さんに説明するよい機会と捉えますが、市として考えがあるかどうかお聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 今回、中央公民館の取り壊しの賛否を問う住民投票が行われたことで、多くのマスコミに取り上げられたほか、投票公報や討論会のネット配信など、投票判断に必要となる情報提供を発信いたしました。中央公民館の取り壊しだけでなく、公共施設に対する市民の関心が高まったことから、改めてこれまで市が議論してきました公共施設のあり方の検討の歩みを振り返るとともに、市が目指す公共施設の姿を、広報たかはまの特別号としまして発行し、市民に説明してまいりたいと考えております。この特別号につきましては、早くも2月、遅くとも3月には発行したいと、そのように考えております。

○副議長（浅岡保夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。市民の方の関心が高い今を逃さずに取り組んでいただければと思います。

次に、高浜小学校等整備事業についてお伺いいたします。

市民の方からお話を伺うと、小学校等の整備について行政主導で進めているのではないかという不信感を持った方も聞きました。整備に当たっては、現場の教職員の意見が反映されているのかどうかお聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 高浜小学校の整備に当たりましては、これまでもワークショップの中で教職員の先生、また、PTAの役員、利用者団体の方々にも加わっていただき、複合化についての御意見をいただいていたところでございます。

あわせて、教育環境整備検討委員会におきまして、高浜小学校に他の施設を複合化することの考え方を先生のほうに御説明をするとともに、教職員からも整備に対する御意見をいただいていたところでございます。

また、要求水準書をまとめる段階におきましても整備案をお示しし、教職員からは、セキュリティを確保することや施設整備に対する御意見のほうをいただいております。

市といたしましても、多方面から御意見を頂戴いたしまして、児童の安全、学習環境に配慮し

た計画といたしてございます。

○副議長（浅岡保夫） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） わかりました。学校施設に複合化・集約化を図るということで、学校側や P T A、利用者団体とも意見交換する中で進められたと理解します。

次に、今回の中央公民館取り壊しの件では、説明不足といったことが言われましたが、高浜小学校等整備事業についてはどのように説明をしていくのかお聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 本事業につきましては、まず保護者の方々には、どういった整備がされるのか、セキュリティの問題など、御心配をお持ちのこととしますので、できるだけ早い時期に御説明ができるよう努めてまいりたいと考えております。

現時点の予定といたしましては、まずは学校の教職員、保護者への御説明の機会を、これは学校側との調整を行いながら、落札業者の決定後になりますけれども、1 月中には設けたいと考えております。そのほかトーク&トークや出前講座などを通じた御説明や意見交換の機会の確保につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

○副議長（浅岡保夫） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） わかりました。

春に高浜小学校の P T A の父母に向けて説明会が一度あったと思いますが、私も父兄の一人として参加させてもらいました。そのときは残念なことに30名弱という参加人数でしたので、今回こういった一連の件で皆さんの意識が高まっていると思いますので、その周知のほうをお願いしたいと思います。

次に、学校プールを廃止して民間に委託するということでは、さまざまな意見をお持ちの保護者の方がいるということも私も聞いています。このプールを廃止するという考えについて、いま一度お聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 学校経営グループ。

○学校経営 G（内藤克己） 昨日の長谷川議員の答弁とも重複いたしますが、民間プールを活用するという水泳授業のあり方の見直しにつきましては、プールをなくすことありきで進めてきているわけではなく、高浜小学校のプールの老朽化とそれに伴う更新費用の問題などから、水泳授業のあり方なども見直してはどうかという考え方がありまして、総務部のほうから提案されたところでございます。

そうした中で、もともと公共施設のあり方全体を検討する中で、1 学校 1 プールという考え方に捉われず、民間プールを活用するという水泳授業を行うことが、子供たちにとっても、コスト的にもメリットが大きいのではないかという考えに至りました。コンパクトなまちであるという本市の特性も踏まえまして、専門性のある民間の力を活用した授業を行ってはどうかと考えてい

るところでございます。

以上です。

○副議長（浅岡保夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。

全国的に見ても、1小学校1プールが全てではなく、今後のことを考えた選択肢と理解しています。しかし、保護者の中には、バスによる移動であるとかカリキュラムを考える上で、子供たちに水泳授業の負担がかかるのではないかといったお話を聞きますが、こうしたことに対して市はどのように考えているのかお聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 教育長。

○教育長（都築公人） 学校プールの有無ではなく、子供たちにとってよりよい水泳授業は何かと考えた場合、民間プールを活用した水泳授業を実施することは、屋内プールであることから、天候に左右されず確実にカリキュラムが組めること、コンパクトなまちであるという本市の特性を踏まえると、移動に要する時間も多くはかからないこと、担任に加え、インストラクターに補助していただくことで、泳力の強化につながることなど、総合的に考えての判断でございます。御心配いただいていることにつきましては、とにかく子供たちのことを第一に考えて対応してまいります。

○副議長（浅岡保夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。今後も引き続き、メリットをより大きく、デメリットをより小さく、よりよい水泳授業になるように検討していただければと思います。

ただ、中央公民館にしてもそうですが、市民感情からすると、これまであった施設がなくなるということは大変大きな不安感があると思います。しかし、将来の財政状況を踏まえると、発想の転換をしなければならない時代になってきました。

最後に、住民投票の総括ということでお聞きします。

今回の住民投票では、対象事項について、市政運営上の重要事項や住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項をどのように判断するのか、議会また市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項への対応、住民投票の争点や論点の情報提供をする際に、中立性の保持、成立要件や不成立の場合の結果の公表の考え方など、いろいろな課題が見えてきたと思います。市としてはどのように考えているのかお聞きします。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 市といたしましては、これまでも市民説明会やトーク&トーク、広報による情報発信に努めてまいりましたが、今回、住民投票により、公共施設のあり方に対する市民の関心が広がったものと考えております。

しかしながら、住民投票はしないにこしたことはなく、いろんなチャンネルで議論をされ、収

れんされることが大切であると考えております。こうしたことから、市民への説明手法につきましても改善が必要なことは、先ほどお答えしたとおりでございます。

ただ全てを市民に御説明をすることは、議会運営上、支障を来しますので、市民に御説明をするところ、議決機関である議会に御説明をし、御意見を頂戴したり、あるいは御議決をいただくところを考えながら、引き続き説明に努めてまいりたいと思っております。議員の皆様には、市民の代表として御理解をいただきました部分に関しましては、正しい情報を市民にお伝えいただけないか、お願いを申し上げる次第でございます。

次に、今回の住民投票で見えてきた課題とのことでございますが、住民投票の対象事項の判断をどうするのか、議会等により意思決定が行われた事項の考え方、成立要件の設定の考え方など、議会でも今後検証をされることと存じます。住民投票は市長と議会の担う地方行政の補完装置でありますので、市だけで検証するのではなく、議会の御提案をいただき、ともに検証を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（浅岡保夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。議会としても検証をしていきたいと思っております。最後にまとめをさせていただきます。

住民投票は不成立という民意が出ました。今回、住民投票を初めて実施してみて、想定していなかった課題がたくさん見えてきました。たればを言っても仕方ありません。こんな大きな騒動に誰か1人に責任があるなんて到底思いません。あるとすれば、今回見えてきた課題の中にある市、議会、議員、市民、メディア、それぞれに課題が見えてきたと思います。これを真摯に受けとめ、もう二度とこのように市を二分するような住民投票が起こらないよう、皆がもう一度高浜市政を考えるきっかけにしなければならぬと切に思います。

実はきのう、小嶋議員とお話ししていて、この一般質問がこの議場での最後の一般質問になると教えていただきました。そして、この今後の公共施設のあり方を問う質問が公共施設総合管理計画の始まりの市役所、最後の質問になったのは何か御縁があったのでしょうか。

最後に、よりよい高浜市になるようこの議場で行われてきた議論、議案、先輩諸氏、そしてこの議場に感謝を祈念して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（浅岡保夫） 以上で、通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いいたします。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 一般の報道と同等以上のPRに当たったと部長の発言がされていますが、どのようなPR活動をされたのかということと、それから市政に直接住民投票を反映させるには50%以上というハードルがあったわけですが、市議選でも56%でやられています。ハードルが高

過ぎると考えますが、その点でお示してください。

○副議長（浅岡保夫） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） 昨日の答弁の中で、通常の選挙と同等もしくはそれ以上に行ってきたとお答えをさせていただきました。その後に関続きまして、具体例といたしまして、取り組みの一つとして討論会を録画しまして、インターネットや公共施設で公開するという試みを初めて実施をしたということでございます。

以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 2点目の50%のハードルが高いのではないかと御質問でございます。このことは平成12年度にこの制度を議会で全会一致であったと思いますけれども、御可決いただいたときに、十分議論をされ、決められたルールでございます。先ほどから申し上げておりますけれども、市民の総意を把握するということが、その市民の総意とは何をもって市民の総意とすることがよいのか、これが当時十分議会で議論をされていると思いますので、そのことに基づいて今回実施をさせていただいたところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 住民投票が11月20日に決まってから、トーク&トークで青木町やら稗田町で説明会があったと思うんですが、賛成に丸か反対に丸かということが住民投票で問われるわけですから、そのときに市の職員が出てきて説明会をやるということは、非常に市民に対して不公平なことではないかと思うんですが、その点でお示してください。

○副議長（浅岡保夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 11月20日の住民投票前にトーク&トークが開催されたということで、その席に市の職員が出向くのは不公平じゃないかという御質問だと思いますけれども、そもそもトーク&トークの依頼が町内会単位ですとか、そういった方の御依頼でいただきました。先ほど答弁でありましたけれども、住民投票が始まるということで関心がすごく高まった、市民に対して公共施設のあり方を総論で職員のほうが説明させていただく機会を設けさせていただいたところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 市側の説明は推進派の説明だと思うんです。そういう住民投票が決まったときに、どちらかの説明会をやるというのはやっぱり不公平だと思うんで、それは市の側が断らなきゃいけない事例だと思うんです。そのようにお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） その説明会につきましては、中央公民館の取り壊し反対派の方も恐らく会議というか説明会やられていますよねというふうに私もお聞きしています。お互いで頑張って

投票率を上げようという、そういう試みでありますので、御理解をいただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） ほかに。

7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） 先ほど1番議員の杉浦議員の答弁の中で、教職員等に要望だとか説明や何かを行ったというようなことの答弁があったと思うんですけれども、私のほうで聞いておる限りでは、各校長というか先生方に聞いても全く知らないとか、なかなかしゃべってくれないというPTAの会員がおるということを聞いておりますけれども、そこら辺、教育長自体どういうふうに思っておるのか。

それと、職員間の中でもそういったことを要するに窓口で聞かれたのかどうか、そこら辺はよくわからんですけれども、職員の中でもやっぱり知らないというような何かそっけない態度をとられたというようなことを聞いております。そこら辺のことを少し杉浦議員がちょっと外しておりましたので、私が聞いておる限りの中でそういった答えがあったということですが、ひとつ答弁をよろしくお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず、教職員への説明につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、校長会を初めまして各関係委員会の席で概要を説明させていただきましたし、ことしの2月に入りまして、高浜小学校の先生全員を集めて説明会もさせていただきました。定期的に私どものほうからも校長先生あるいは校務の先生宛てに概要の情報は流させていただきます、校内で共有をしてくださいというお話はしてまいりました。

ただ、議員さんがおっしゃられているそっけなかったということに対しましては、そのときの状況を私も把握していませんので何とも申し上げることはできないんですが、情報を提供できる範囲につきましては、私どももしてまいったつもりですし、先生方もそれなりに把握はしていただいているというふうに考えております。

以上です。

○副議長（浅岡保夫） 教育長。

○教育長（都築公人） 先ほど答弁もあつたと思いますが、私がまだ現役のとき、だから平成25年以前ですけれども、そのころからこの公共施設のことについては、当時の高浜小学校の校長を中心にそういった検討委員会というのは定期的開催されております。私は当時校長でしたので、当然その校長会で当時の高浜小学校の校長から、今こういうような話が出ていますよということは当然聞いていますが、実際のところ、その会に出ておる者は各学校の代表とかそういった者ですけれども、それはもう集約する意味では当然の会議体だと思いますけれども、その者たちが各学校に戻って、こういうことを今話し合っていることを、ほかの職員に対して言うことということとは余りなかったです。それは事実です。でもそういった検討会というのは定期的、何年もか

かってなされているということは私が知っておることですので、ここでお答えさせていただきます。

以上です。

○副議長（浅岡保夫） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） ほかに関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。

○副議長（浅岡保夫） ここで、当局より発言を求められておりますので、これを許可します。
総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 昨日の5番議員の一般質問の中で、市政クラブより出された漫画でのチラシは見てわかりやすかったというふうに答弁させていただきましたけれども、漫画でのチラシは見てわかりやすかったと訂正をさせていただくようお願いいたします。理由といたしましては、一部の団体のチラシが有利に働いたと誤解を招くおそれがあるからでございます。よろしくようお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 中立公正の立場である行政としての発言としては、大変遺憾でございますので、以後気をつけていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（浅岡保夫） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は12月9日午前10時であります。

本日は、これをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午後2時22分散会
